

デジタル空間における情報流通の健全性を巡る国際動向

2023年12月25日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会
事務局

目次

【AI関連】

- 生成AIを巡るG7での議論動向…………… 3
- 「生成AI」技術の急速な進展とリスク…………… 4
- G7広島AIプロセス…………… 5
- EU AI規則案……………10
- AIの安全性・信頼性に関する米国大統領令の概要……………11
- 英国AI安全性サミット……………12
- カナダAI自主行動規範……………15
- Global Challenge ……………16
- GPAI東京センターの設立 ……………17
- OECDにおけるAI原則（2019年5月）……………18
- ユーロポール ディープフェイクに関する報告書（2022年4月）…19

【プラットフォームに関する原則や行動規範】

- デジタル立憲主義……………21
- 国連「デジタル・プラットフォームにおける情報インテグリティ」（2023年6月）……………22
- オンライン上の情報インテグリティに関するグローバル宣言（2023年9月）……………27
- UNESCO「Windhoek + 30 Declaration」（2021年）……………29
- コンテツトモデレーションにおける透明性と説明責任に関するサンタクララ原則……………30
- 未来のインターネットに関する宣言（2022年4月）……………31
- G7広島首脳コミュニケ（2023年5月）……………33

【IGF】 ※資料1-3再掲

- G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合の閣僚宣言……………35
- G7における偽情報対策既存プラクティス集（EPaD）……………36
- IGF京都2023における偽・誤情報関連セッションの概要……………37
- インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF）京都2023……………39

【協力関係の構築】

- the OECD DIS/MIS 情報資源ハブ……………41
- OECDにおける偽情報に関する国際会議……………42

【リテラシー】

- PISA（Programme for International Student Assessment）……………45
- 誤情報への介入の分類：個人レベルとシステムレベル……………46
- 行動科学の活用による偽情報対策……………47
- The Debunking Handbook……………48
- 米国心理学会報告書（2023年11月）……………49

【ファクトチェック】

- 国際ファクトチェックネットワーク（IFCN）……………51
- Global Fact……………52
- APAC Trusted Media Summit……………53

【諸外国の動向】 ※参考資料1-1再掲（一部更新）

- 米国・豪州における最近の主な動向……………55
- 英国・ドイツ・フランスにおける最近の主な動向……………56
- EU ディフェンス・オブ・デモクラシーパッケージ……………57
- EUにおけるデジタルサービス法と欧州民主主義行動計画……………58
- 欧州民主主義行動計画(EDAP)の概要……………59
- 偽情報に関する行動規範の概要……………61
- EUにおけるデジタルサービス法と偽情報に関する行動規範との関係……………62
- デジタルサービス法（DSA）の概要……………63
- 偽情報の行動規範の強化に関する欧州委員会のガイダンス（目次）……………64
- 欧州委員会・豪州・ニュージーランドの行動規範と行動規範ガイダンス……………65

【各国との連携】

- 政策対話等概要（EU、アメリカ、ドイツ、フランス、オーストラリア、イギリス）……………67
- 日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議……………70

【AI関連】

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料(参考資料1-1)より抜粋

【G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合の閣僚宣言（仮訳）（抄）】（2023年4月30日）

47. 生成AI技術が国や分野を超えてますます顕著になっていることを踏まえ、これらの技術の持つ機会と課題を早急に把握し、これらの技術が発展する中で、安全性や信頼性を促進し続ける必要があると認識している。我々は、**AI ガバナンスや著作権を含む知的財産権の保護、透明性の促進、外国からの情報操作を含む偽情報への対処方法や、責任ある形での生成 AI を活用する可能性といったテーマを含む生成 AI に関する G7 における議論を引き続き行うための場を設けることを計画**している。これらの議論は、専門知識を活用し、政策展開の影響に関する分析を検討する OECD や、関連する実践的なプロジェクトを実施する GPAI などの国際機関を活用する必要がある。

【G7広島首脳コミュニケ（仮訳）（抄）】（2023年5月20日）

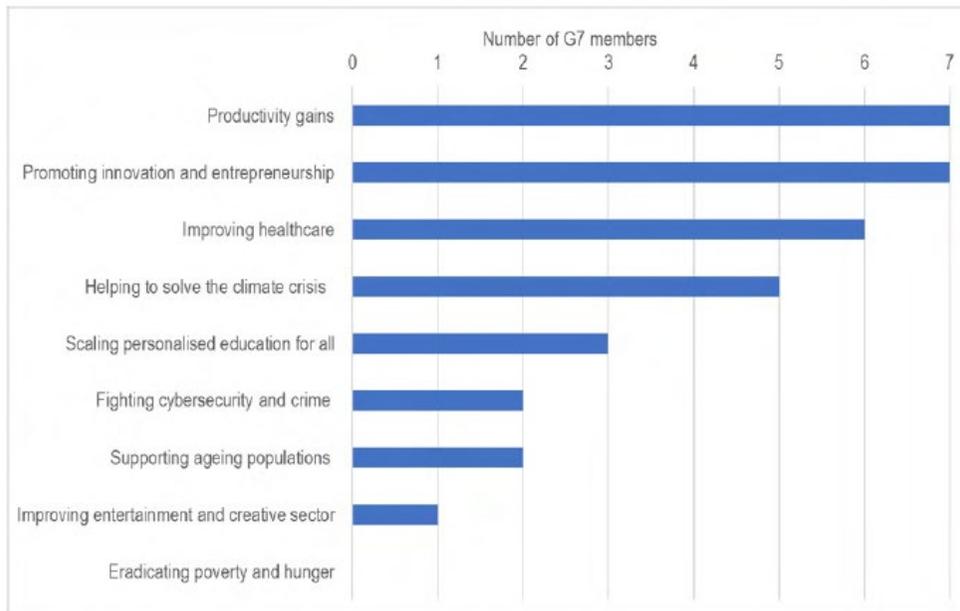
38. (略) **人工知能 (AI)**、メタバースなどの没入型技術、量子情報科学技術、その他の新興技術などの分野において、デジタル経済のガバナンスは、**我々が共有する民主的価値に沿って更新し続けられるべきである**。これらは、公正性、説明責任、透明性、安全性、オンラインでのハラスメント、ヘイト、虐待からの保護、プライバシー及び人権の尊重、基本的自由、そして個人データの保護を含む。(略)

我々は、国や分野を超えてますます顕著になっているAIの機会及び課題について直ちに評価する必要性を認識し、OECDなどの国際機関が政策展開の影響に関する分析を検討し、人工知能グローバルパートナーシップ (GPAI) が実践的なプロジェクトを実施することを奨励する。この観点から、我々は、関係閣僚に対し、生成AIに関する議論のために、包摂的な方法で、OECD及びGPAIと協力しつつ、G7の作業部会を通じた、**広島AIプロセスを年内に創設**するよう指示する。これらの議論は、ガバナンス、著作権を含む知的財産権の保護、透明性の促進、偽情報を含む外国からの情報操作への対応、これらの技術の責任ある活用といったテーマを含み得る。

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料(資料1-3)より抜粋

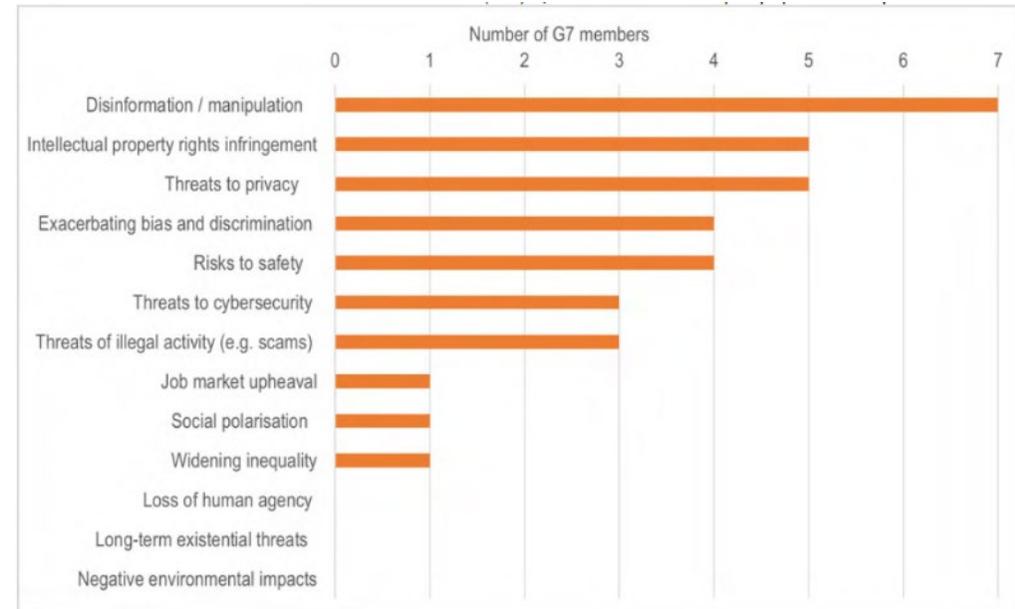
- **大規模言語モデル (LLM: Large Language Models)** の開発が進み、従来人間が得意としてきた、情報を生成・創造する目的で用いられる**生成AI (Generative AI)** 技術が急速に進展し、生産性向上等が期待。
- 他方、偽情報・情報操作、知的財産権侵害、プライバシー侵害、偏見・差別の助長、安全上のリスク等のリスクをもたらすとの指摘。特に、**偽情報・情報操作については、G7構成国全てがリスクとして認識**。

◆ G7構成国が選択した生成AIの活用の機会 (あらかじめ与えられた選択肢の中から5つを選択)



Note: The figure aggregates responses from seven respondents to the question: "From your country or region's perspective, what are the top five opportunities generative AI presents to help achieve national and regional goals? (Please select five options)".

◆ G7構成国が選択した生成AIに関するリスク (あらかじめ与えられた選択肢の中から5つを選択)



Note: The figure aggregates responses from seven respondents to the question: "From your country or region's perspective, what are the top five risks generative AI presents to achieving national and regional goals? (Please select five options)".

【G7 広島AIプロセス G7デジタル・技術閣僚声明（仮訳）（抄）】（2023年9月7日）

7. OECD が 2023 年 7 月から 8 月にかけて取りまとめ起草した報告書に基づき、優先事項として、また、生成 AI に関する共同作業を含め、共通の理解、立場、今後の行動に関する検討の基礎として、さまざまなリスクと機会が特定された。例えば、当該報告書において、G7 メンバー間で懸念される主要な分野として、透明性、偽情報、知的財産権、プライバシーと個人情報保護、公正性、セキュリティと安全性等が特定された。また、生産性の向上、イノベーションと起業家精神の促進、ヘルスケアの改善、気候危機の解決への貢献等の機会も特定された。報告書で特定されたリスクと機会は、高度な AI システムに関する G 7 の今後の取組に役立つだろう。我々は、学术界、市民社会、政府、産業界のステークホルダーとも関わり、作業の一環としてこれらの問題についての彼らの意見を求める予定である。

14. 我々は、エビデンスに基づく政策議論を進める上で、OECD、GPAI、UNESCO 等の国際機関と協力してプロジェクトベースの取組を推進することを計画している。このようなプロジェクトベースの取組には、AI に対する信頼を高め情報環境を支援するために、外国からの情報操作を含む AI を活用した偽/誤情報を識別するための最先端の技術的能力に関する研究と理解を進めること等、OECD の生成AIに関する G7 の共通理解に向けた報告書の中で G7 メンバーによって特定されたものが含まれる。

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料(参考資料1-1)より抜粋

開催日程

令和5年9月7日(木) 20:00~21:00 (オンライン開催)

参加国等

- ・議長として松本総務大臣が参加。
- ・G7各国(加、仏、独、伊、米、英)、EU、国際機関(OECD、GPAI)が参加。

主な成果

- ◆ 本会合の結果、G7広島AIプロセスの中間的な成果として、「**G7広島AIプロセス G7デジタル・技術閣僚声明**」を採択。
- ◆ 閣僚声明において**以下の項目について合意**。

○OECDレポートに基づく優先的な課題、リスク及び機会に関する理解

- G7共通の優先的な課題・リスクとして、透明性、偽情報、知的財産権、プライバシーと個人情報保護、公正性、セキュリティと安全性等が例示。また、機会として、生産性向上、イノベーション促進、ヘルスケア改善、気候危機の解決への貢献等が例示。

○高度なAIシステム(基盤モデルや生成AIを含む。以下同じ。)に関する国際的な指針(guiding principles)及び行動規範(code of conduct)

- 高度なAIシステム技術の進歩に鑑み、**AI開発者を対象とする国際的な行動規範の策定が国際社会の喫緊の課題の1つ**であることを認識。AI開発者を対象とする行動規範を策定する基礎として、以下の項目で構成される指針の骨子を策定。**AI開発者を対象とする指針と行動規範のG7首脳への提示を目指す。**
- 年内に、**開発者を含む全てのAI関係者向けの国際的な指針を策定。**

- | | |
|--|---|
| ・高度AIシステムの適切な安全対策及び導入前の社会的リスクの考慮 | ・サイバーセキュリティ及びインサイダー脅威対策を含む強固なセキュリティ管理措置への投資 |
| ・高度AIシステム導入後の脆弱性の特定と低減に向けた努力 | ・電子透かし技術等のAIが生成したコンテンツを利用者が識別できる仕組みの開発及び導入 |
| ・モデルの能力、限界、適切・不適切な利用領域の公表 | ・社会、環境、安全のリスクを軽減するための研究・投資の優先的な実施 |
| ・AI開発者と政府、市民社会、学界との間での責任ある情報共有 | ・気候危機等の世界最大の課題に対処するための高度なAIシステムの優先的な開発 |
| ・プライバシー・リスク及びAIガバナンス・リスク等のリスク管理計画及び低減手法の開発及び開示 | ・国際的に認知された技術標準の開発及び整合性確保の推進 |

○偽情報対策に資する研究の促進等のプロジェクトベースの協力

- OECD、GPAI、UNESCO等の国際機関と協力し、AIによって生成された偽情報を識別するための最先端の技術的能力に関する研究の促進等、プロジェクトベースの取組を推進することを計画。

○上記の取組を進めるに当たっては、幅広いマルチステークホルダーの意見を採り入れることに合意。

【広島 A I プロセスに関する G 7 首脳声明（仮訳）（抄）】（2023年10月30日）

（略） 2023年9月7日に発出された G 7 デジタル・技術閣僚声明を含む、関係閣僚による広島 A I プロセスの進展を基礎とし、我々は、「高度な A I システムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針」及び「高度な A I システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」を歓迎する。 両文書は、これらが引き続き目的に適い、かつこの急速に進化する技術に対応したものであることを確保するため、進行中の包摂的なマルチステークホルダー協議を通じたものを含め、必要に応じて見直され、更新される。我々は、高度な A I システムを開発する組織に対し、国際行動規範の適用にコミットするよう求める。

我々は、関係閣僚に対し、A I に関するグローバル・パートナーシップ（GPAI）及び経済協力開発機構（OECD）との協力の下、プロジェクトベースの協力を含む、「広島 A I プロセス包括的政策枠組」の年内の策定に向けたプロセスを加速させること、 また、G 7 のみならず、開発途上及び新興エコノミーを含む G 7 を超えたエコノミーの政府、学界、市民社会及び民間セクターを含む マルチステークホルダーへのアウトリーチ及び協議を実施することを指示する。 我々はまた、関係閣僚に対し、広島 A I プロセスを更に前進させるための作業計画を年末までに策定するよう求める。

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料(参考資料1-1)より抜粋

- AI開発組織向けの国際指針について、2023年10月9日のIGFでのG7非公式会合で基本合意（EU・米・日それぞれパブコメ）。
- 2023年10月30日、広島AIプロセスに関するG7首脳声明を発出し、AI開発組織向けの国際指針と国際行動規範について歓迎し、公表。

【指針と対応する行動規範（例）の概要】

1. 高度なAIシステムの市場投入前及び、高度なAIシステムの開発を通じて、**AIライフサイクルにわたるリスクを特定、評価、低減するための適切な対策を実施する。**

(行動規範例) 市場投入前の「レッドチーミング」などの内部及び独立外部テストによるリスクの特定と低減

リスク例：化学・生物兵器の開発等に係るハードルを下げるリスク、有害な偏見や差別を社会等にもたらすリスク、**偽情報助長やプライバシー侵害など民主主義的価値や人権に対するリスク**

2. 市場投入後に**脆弱性、インシデント、悪用パターンを特定し、低減する。**

(行動規範例) コンテストや賞金などを活用した、第三者及び利用者による問題や脆弱性の発見と報告の促進

3. 十分な透明性の確保や説明責任の向上のため、高度なAIシステムの**能力、限界、適切・不適切な利用領域を公表する。**

(行動規範例) 安全性・セキュリティ・社会や人権に対するリスクに関する評価、AIモデルの能力や限界等を含んだ透明性報告書や使用説明書の公表

4. 産業界、政府、市民社会、学术界を含む関係組織間で、**責任ある情報共有とインシデント報告に努める。**

(行動規範例) 安全性・セキュリティ・信頼性を確保するため、情報共有のための基準・メカニズム・ベストプラクティスを開発し採用

5. リスクベースのアプローチに基づいた**AIのガバナンスとリスク管理ポリシー**を開発、実践、開示する。特に高度AIシステムの開発者向けの、**プライバシーポリシー**や**リスクの低減手法**を含む。

(行動規範例) 個人データ、ユーザーのプロンプトや出力を含めたプライバシーポリシーの開示

職員が自らの責務や組織のリスク管理慣行を熟知するための方針・手順・訓練の確立

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料(参考資料1-1)より抜粋

6. AIのライフサイクル全体にわたり、物理的セキュリティ、サイバーセキュリティ及び内部脅威対策を含む**強固なセキュリティ管理措置**に投資し、実施する。

(行動規範例) 情報セキュリティに関する安全運用措置等による「モデルウェイト」やアルゴリズムの保護
最も貴重な知的財産や企業秘密を保護するための強固な内部脅威検知プログラムの確立

7. AIが生成したコンテンツを利用者が識別できるように、**電子透かしやその他の技術等、信頼性の高いコンテンツ認証および証明メカニズム**を開発する。またその導入が奨励される。

(行動規範例) 電子透かしや証明システムなど、AI生成コンテンツであることを利用者が判断できるためのツールやAPIの開発
AIと接していることを利用者が認知できるようなラベリング表示メカニズムの導入

8. 社会、安全、セキュリティ上の**リスクの低減のための研究**を優先し、効果的な低減手法に優先的に投資する。

(行動規範例) 民主的価値の確保や人権の尊重等に関する研究の実施、協力や投資
環境及び気候への影響を含むリスク低減ツールや積極的リスク管理作業への投資

9. 気候危機、健康・教育などの、**世界最大の課題に対処**するため、高度なAIシステムの開発を優先する。

(行動規範例) 国連SDGsの進捗を支援するためのAI開発を支援

10. **国際的な技術標準**の開発と採用を推進する。

(行動規範例) 電子透かしを含む国際的な技術標準とベストプラクティスの開発や利用に貢献

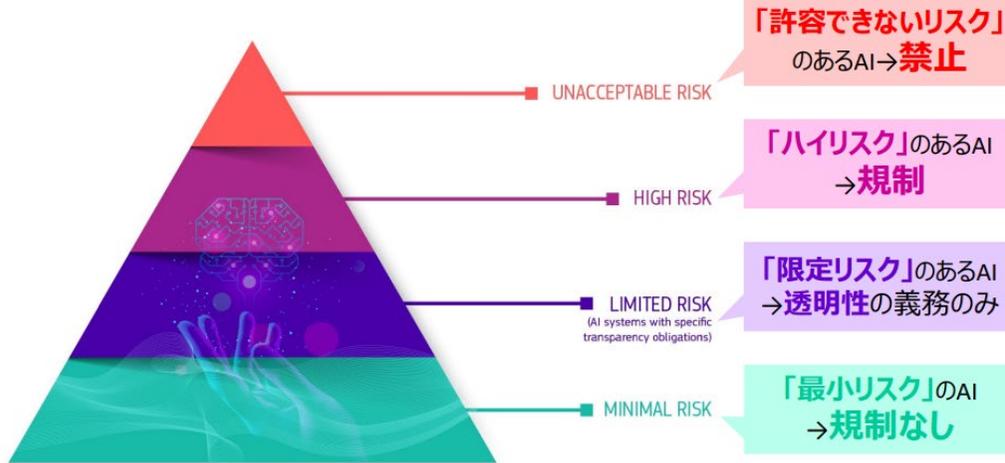
11. 適切なデータ入力措置と**個人情報及び知的財産の保護**を実施する。

(行動規範例) プライバシーや知的財産を尊重するための安全措置の実施、適用される法的枠組みの尊重

- **2023年12月**、EU理事会、欧州委員会と欧州議会はEU域内で一律に適用される**AIの包括的な規制枠組み規則案（AI規則案）**に関して暫定的な政治合意に達したと発表。
- 同規則案は、欧州市場で販売され、EU域内で使用されるAIシステムが安全で、基本的権利やEUの価値を尊重したものにすること、欧州でAIに関する投資やイノベーションを促進することが目的。
- AI規則案は**リスクに応じて規制内容を変えるリスクベースアプローチ**を採用。**ディープフェイクについては、限定リスクAIとして、コンテンツが人工的に生成・操作されたものであることを明らかにする義務（第52条）**。

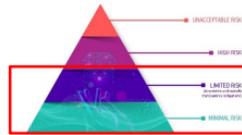
最大の特徴：「リスクベースアプローチ」

- リスクに応じて、規制内容を変える
 - それぞれの**類型**については下記3に記載



(図の出典) <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai>

限定リスク・最小リスクAIについて



- 限定リスクAIの**透明性の義務**（52条）。例として：

チャットボット
 (など自然人と相互作用するAI)
 → AIシステムと相互作用していると自然人に知らせる義務

ディープフェイクの場合
 → コンテンツが人工的に生成・操作されたものであることを明らかにする義務

- **行動規範の奨励**（69条）
 - 上記「**ハイリスクAIシステムの要件**」（第III編第2章）を、限定・最小リスクAIシステムにも**任意に適用することを促す**
 - AIシステムの**提供者やその団体が作る**ことが想定されている。**利用者・ステークホルダーやその団体が参加して作るケースもあり得る**と想定されている

【出典】総務省情報通信法学研究会令和4年度AI分科会第2回「EUのAI規則案の概要」-欧米のその他の動きや日本への示唆-」三部裕幸（2022年10月26日）

（<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/3694156a57e2ebd037d68398db5e98235f759760>）

欧州委員会HP（<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai>）、欧州議会HP（<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/09/artificial-intelligence-act-council-and-parliament-strike-a-deal-on-the-first-worldwide-rules-for-ai/>）

- 2023年10月30日、米大統領府は、**AIの安全性、セキュリティ及び信頼性に関する大統領令を公布**。
- ※ 本大統領令は、**広島AIプロセス**、英国AI安全性サミット、GPAI議長国のインド、国連での議論を支持・補完するもの。
- **責任あるAIの活用はより世界を繁栄させる等する一方で、無責任な使用は、誤情報を含む社会的害を悪化させる可能性があるとして、AIに関する新たな安全性評価などを義務づけ。**

①AIの安全性・セキュリティに関する新たな基準

- **最も強力なAIシステム**(安全保障、経済安全保障、国民健康又は安全に対する重大なリスクを呈するdual-use foundation models)の**開発者に対し、安全性に関する検証結果及びその他の重要事項について米国政府に開示**することを要請
- AIシステムの安全性等を確保するため、**標準化、ツール及び検証に関する手法**をNISTが確立
- 生物学的な合成スクリーニング検査の新たな基準策定を通じ、AIを利用した危険生物の生成に伴うリスクから保護
- **AIにより生成されたコンテンツを識別し、公式コンテンツの真正性を認証するための基準及び好事例を確立**することにより、AIによる詐欺・誤認を防止
- 重要なソフトウェアの脆弱性に対応するAIツールを開発するため、サイバーセキュリティに関する先進的な取組を実施
- NSC及び首席補佐官において、AI及び安全性に関するさらなる行動を支持する新指令を发出

②米国人のプライバシー保護

- プライバシー保護技術の開発・活用に対する支援強化を通じ、米国人のプライバシーを保護
- プライバシー保護に関する研究開発を強化
- 連邦政府による商業利用可能な情報の収集・活用に関する評価を実施
- 連邦政府によるプライバシー保護技術の有効性に関する評価指針を策定
※ 議会に対し超党派の包括的データプライバシー保護法案の可決を要請

③公平性及び市民権の向上

- 地権者、連邦支援プログラムの実施主体及び連邦政府との契約主体に対する明確な指針の提示 等

④消費者、患者及び学生に対する取組

- 保健及び廉価な医薬品の供給における責任あるAI利用を促進
- AIの潜在可能性を教育改革につなげる

⑤労働者保護

- AIが労働者に与える弊害を軽減し、便益を最大化するための政策原則及び好事例を確立
- AIが労働市場に与える潜在的な影響に関する報告書を作成し、AI等が労働者にもたらす課題に対する連邦レベルでの支援を強化するための方策を検討

⑥イノベーション及び競争の促進

- 公正でオープンなAIEコシステムの競争環境の促進 等

⑦米国の国際的リーダーシップの確立

- **AIに関するバイ・マルチ及びマルチステークホルダーの連携を拡大**
- 安全で責任を持ち、権利向上に資するAIの開発・採用を促進することによる、グローバル課題の解決への貢献 等

⑧責任ある政府調達確保

- AI調達指針の策定 等

- 2023年11月1日から2日にかけて、**英国でAI安全性サミットを開催**。AIの急速な発展を踏まえ、AI技術の安全な開発と使用に関して、英国が主催した初の会合。**最先端AIのリスク、特に開発におけるリスクの理解の促進を図り、国際的に協調した行動を通じてそれを軽減する方途等について議論を実施**。首脳級、閣僚級でそれぞれ会合を開催。

開催概要



- 日時：2023年11月1日（水）～11月2日（木）
- 開催地：英国 ブレッチェリーパーク（ロンドン郊外）
- 参加者：【各国政府】オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ケニア、サウジアラビア、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、韓国、フィリピン、ルワンダ、シンガポール、スペイン、スイス、トルコ、ウクライナ、UAE、米国
【国際機関】欧州評議会、欧州委員会、GPAI、ITU、OECD、UNESCO、国際連合
その他、民間企業、学术界、市民社会からも多数が参加。
- 主な結果：1日に宣言「The Bletchley Declaration」、2日に議長総括を公表
- その他：次回は半年後にオンライン開催(英国と韓国がホスト)、次々回は1年後にフランスがホスト

主なポイント

- 11月2日にはリシ・スナク英首相が演説。人工知能（AI）関連企業や各国の政府関係者など、さまざまな主体が参加したサミットの成果として、**AIをコントロールして長期的な利益を確保するという能力と政治的な意思を示した**と評価した。
【参照】JETROウェブページ（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/11/99a9d2d2c9bd313a.html>）
- 岸田総理大臣は、今後、G7以外の国・地域の政府や民間セクター等との協議も進め、幅広い意見を取り入れて、グローバルサウスを含む**国際社会全体が、安心・安全・信頼できる高度なAIの恩恵を享受し、更なる経済成長や生活環境の改善を実現できるような国際的なルール作りを牽引していきたい旨**、また、**広島AIプロセスはAI安全性サミットの取組とも相互補完的であると考えており、引き続き緊密に連携していきたい旨**述べた。

【参照】外務省ウェブページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page5_000484.html）

- AIの安全性の確保におけるリスクの特定と対処における国際協力の重要性を示すため、AI安全性サミットの成果文書として**ブレッチリー宣言を公表**。(日本、米国を含む29カ国が署名)
- フロントアAIの安全かつ責任ある開発、機会とリスク、最も重要な課題に対応するための国際的行動の必要性について、世界初の合意。
- 特に、重大なリスクはAIの意図的誤用や意図しない制御から生じることがあり、**特にフロントアAIシステムが偽情報等のリスクを増幅する可能性がある分野では、AIモデルの最も重要な能力から生じる深刻で壊滅的な被害となる可能性があるとして、懸念されるリスクとして提示。**

宣言のポイント

- AIには社会を良い方向に変革する**機会**がある一方、様々な**リスク**もある。特に**フロントアAI**について、サイバーセキュリティ、**偽情報の拡散等の安全上のリスクあり**。
- AIにより生じる多くのリスクについては**国際的に協調して対応**すべき。また、AIの安全性確保のために、**全ての主体が果たすべき役割**があり、各主体間の協力が必要。
- 安全性は**AIライフサイクル全体で考慮される必要**がある一方で、**フロントアAI開発者には特に強い責任あり。安全性テストの実施や透明性・説明責任の確保等を推奨**。
- 国際協調の観点から次の取組にフォーカス：
 - ①フロントアAIのリスクに関する**科学的エビデンスに基づく理解の醸成**及び既存の国際的なフォーラム等を通じたバイ・マルチの協調を補完する形での**科学的研究ネットワークの支援**
 - ②安全性テスト手法の開発等、**安全性の確保に向けた各国の政策の推進**

議長総括のポイント

AIにおける適切な標準化と相互運用性の価値

- 多くの参加者が、フロンティアAIリスクの効果的なリスクベースの低減を可能にする相互運用可能な枠組み(適切な標準化、共通の原則、規範、あるいは類似の枠組み)の開発と、AIの利益の広範で包括的な実現を促進することを奨励した。
- 多くの参加者は、国内の状況と適用可能な法的枠組みに基づいた対象を絞ったアプローチの必要性があることを考えると、そのような相互運用性は国内アプローチの完全な統一を必要としないことを確認した。
- 英国およびその他の当事者は、より良い、より相互運用可能なAI開発、アプリケーション、ガバナンスを可能にするための詳細な証拠と政策ガイダンスを提供するにあたり、OECDやGPAIのようなマルチステークホルダー組織の重要な役割を確認した。
- 議論の重要な領域の一つは、共通の原則と規範の価値に関するものであった。
- この点に関して、いくつかの国は、G20によって合意された原則について情報を提供した2019年のOECD人工知能勧告の近く行われる見直しを歓迎した。
- 各国はまた、国連機関や活動の重要な役割を認識していた。例えば、AIの倫理に関するユネスコ勧告は、現在の国際的な適用性が最も広いことから恩恵を受けている。
- 英国及びその他の国々は、日本の議長下で行われたG7広島AIプロセスによる行動、特に高度AIシステム開発組織向けの「広島プロセス国際指針」及び「広島プロセス国際行動規範」の公表を歓迎した。参加者は、指針及び規範がAIの最前線にいる開発者のためのベースラインを確立することへの期待を表明し、さらなるマルチステークホルダーエンゲージメントを通してそれらを構築することを期待した。

- 2023年9月、**カナダ政府はAIガイドライン「高度な生成AIシステムの責任ある開発と管理に関する自主行動規範」を公表**。生成AIは、その学習データ、幅広い利用可能性、展開の規模のため、幅広いリスクを有しているところ、当該リスクに対処等するために、署名者らは特定された措置を採用。
- 当該行動規範は、汎用性のある**生成AIシステムの運用を開発・管理する全ての企業が、人工知能データ法に基づく拘束力のある規制に先立って適用すべき措置**、及びこれらのシステムの運用を開発・管理する企業がとるべき**追加的措置を特定**。

➤ 先進的な生成システムの開発者・管理者は以下の成果を達成するために努力することとされる。

- ・**アカウントビリティ**（自らが開発又は管理するシステムに関して適切なリスク管理システムの導入などを行うこと）
- ・**安全性**（システムをリスク評価の対象として、安全な運用を確保するために必要な緩和策を事前に導入すること）
- ・**公平性及び平等性**（公平性と平等性に関する潜在的な影響が評価され、システムの開発と展開の異なる段階で対処されること）
- ・**透明性**（消費者が十分な情報を得た上で決定でき、また専門家がリスクが適切に対処されているかどうかを評価できるように、十分な情報が公表されていること）
- ・**人間の監視とモニタリング**（導入後にシステムの使用状況を監視し、発生したリスクに対処するために必要に応じて更新を実施すること）
- ・**妥当性と堅牢性**（システムが意図されたとおりに動作し、サイバー攻撃に対して安全であり、システムがさらされる可能性のあるタスクや状況に応じたシステムの行動が理解されていること）

➤ 2023年12月時点での行動規範の署名者（27社）

- | | |
|--|--|
| ・Ada | ・Resemble AI |
| ・AlayaCare | ・Responsible Artificial Intelligence Institute |
| ・Alberta Machine Intelligence Institute (Amii) | ・TELUS |
| ・AltaML | ・Vector Institute |
| ・Appen | |
| ・BlackBerry | |
| ・BlueDot | (12/7追加署名者) |
| ・Cohere | ・AltaML |
| ・Council of Canadian Innovators | ・BlueDot |
| ・Coveo | ・CGI |
| ・kama.ai | ・kama.ai |
| ・Mila | ・IBM |
| ・OpenText | ・Protexxa |
| ・Protexxa Inc. | ・Resemble AI |
| ・Ranovus | ・Scale AI |

- OECD（経済協力開発機構）、Global Partnership on Artificial Intelligence（GPAI）、IDB（米州開発銀行）、IEEE Standards Association、UNESCO（国連教育科学文化機関）等において、**生成AIによる偽情報やディープフェイク等による深刻な社会・政治・経済への影響リスク（公共的な議論に対する歪曲や陰謀論の生成・拡散等による選挙への影響、市場の歪みや暴力の誘発等）**に対し、イノベティブな解決策を進めるためのグローバルな連携・協働プロジェクトとして、生成AI時代に信頼を築くためのオープンで競争的な“Global Challenge”を形成することを2023年7月に発表。
- 技術者、政策立案者、研究者、専門家、そして開発者が集まり、信頼を促進し、生成AIによって悪化している**偽情報の拡散に対抗するための革新的なアイデアを提示・検証する予定**。また、目標達成の際には、具体的に何が効果的であるか等の証拠を提供し、世界中において応用等されるような**実証的なアプローチを生み出す予定**。
- 2023年12月時点で、Global Challengeを推進するため、**開発者、アドバイザー、スポンサー等のパートナー（政府、NPO、企業、大学、財団など）を募集中**。
Global Challenge Partner Inquiry form (<https://survey.oecd.org/index.php?r=survey/index&sid=768283&lang=en>)
- また、**事前の参加登録フォームが公開** (<https://globalchallenge.ai/pre-register/>)。



Global Challenge to Build Trust in the Age of Generative AI

Promoting trust by equipping governments, organisations and individuals to be resilient in the era of scalable synthetic content.

【GPAIとは】

GPAI（Global Partnership on Artificial Intelligence）は、人間中心の考え方に立ち、「責任あるAI」の開発・利用を実現するため設立された国際的な官民連携組織である。2019年（令和元年）ビアリッツサミット（フランス）においてGPAIの立ち上げが提唱され、2020年（令和2年）5月のG7科学技術大臣会合において立ち上げに関するG7の協力に合意した後、同年6月に創設された。

2022年（令和4年）11月、創設以来3回目の年次総会としてGPAIサミット2022を開催し、同月から我が国が議長国を務めている。閣僚理事会において、議長国である日本のイニシアティブによりGPAIサミットでは初となる閣僚宣言が採択され、人間中心の価値に基づくAIの利用促進、AIの違法かつ無責任な使用への反対、持続可能で強靱かつ平和な社会への貢献等について各国で合意した。（引用：令和5年情報通信白書 第二部代8節（9））

- 2023年12月12日から14日にかけてインド・ニューデリーで開催されたGPAIサミット2023において、新しいGPAI専門家支援センターである、**GPAI東京センターの立ち上げが承認された**。具体的には、**生成AIに関する調査・分析等のプロジェクトを先行的に実施**する予定。
- 今年の広島AIプロセスの議論のモメンタムを失うことなく、日本の国際的なプレゼンスの向上を図るとともに、生成AIの国際ルール形成や課題解決に切れ目なく関与し、我が国産業の発展に資することが目的。

広島AIプロセスG7デジタル・技術閣僚声明（抄）

IV. プロジェクト・ベースの協力

6. 我々は、OECD、GPAI、UNESCO 及びその他のパートナーが、信頼を促進し偽情報の拡散に対抗するための革新的なアイデアを提示し検証することを目的とした「生成AI時代の信頼に関するグローバル・チャレンジ」(globalchallenge.AI)を推進するための協調的な取組を歓迎する。また、**我々は、今後創設される GPAI 東京センターが支援するプロジェクトを含め、広島 AI プロセスの成果の実装支援に貢献する生成 AI に関するプロジェクトも歓迎する。**

「令和5年度 総務省所管 補正予算（案）※の概要（令和5年11月）」（抄）

Ⅲ 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

※ 令和5年11月29日、令和5年度補正予算は政府案どおり成立

1. 生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるための国内投資の更なる拡大344.5 億円

(8) AIに関する継続的な国際的ルールの形成への貢献2.0億円

広島AIプロセスの成果を踏まえつつ、AIに関する国際的なプレゼンスを維持し、望ましい国際ルール形成を実現するため、OECDのAI原則に基づき「責任あるAI」の開発・利用を推進するための国際的な枠組みであるGPAIの日本センターを早期に設置し、生成AIに関する調査・分析等のプロジェクトを実施。

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料(参考資料1-1)より抜粋

- AIの開発・実装が進む中、予測可能で、安定的かつ柔軟な開発・利用環境が求められていることから、「人間中心」の考え方を基本に、AIに関わる全ての人に適用される実用的な指針が必要との考えの下、2019年5月に、OECDがAI原則を策定・公表。(※)

(※) 報道によると、誤情報の対応といった課題を踏まえ、2024年末までに当該原則を見直す動きあり。(参照：The Yomiuri Shimbun, November 6, 2023 (<https://asianews.network/oecd-set-to-revise-principles-on-ai-in-2024-oecd-deputy-secretary-general/>))

原則	説明
包摂的な成長、持続可能な開発及び幸福	AIに関わる全ての人、人間にとって有益な成果を追求するために、AIの責任ある管理・運用に積極的に取り組むべき。
人間中心の価値及び公平性	AI開発・運用者は、法の支配、人権及び民主主義的価値観を尊重すべき。その文脈に適合したメカニズムと予防措置を備えるべき。
透明性及び説明可能性	AI開発・運用者は、AIシステムへの一般的な理解やAIの影響を受ける人の理解を促進するため、意味のある情報を提供すべき。
頑健性、セキュリティ及び安全性	AI開発・運用者は、AIシステムの入力データ、処理過程及び決定に関し、検証可能なものとすべき。また、体系的なリスク管理を行うべき。
アカウントビリティ	AI開発・運用者は、AIシステムの適切な作動や上記の原則を尊重していることについて、アカウントビリティを果たすべき。

推奨される政府の取組

研究開発
への投資

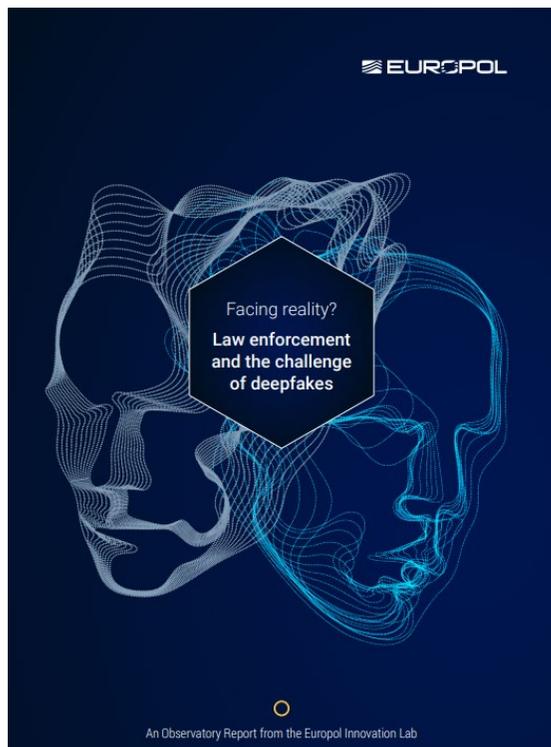
AIに関する
エコシステム
の発展

イノベーションと
競争を促すための
政策環境

人材育成
労働市場変革
への備え

国際協力

- 欧州刑事警察機構（ユーロポール）は2022年4月にディープフェイクに関する報告書“Facing reality? Law enforcement and the challenge of deepfakes”を公表。
- AIを使って生成等されたメディアは、ゲームやサービスの向上、生活の質の向上といったポジティブな使われ方をされる一方で、ディープフェイクは悪意をもって拡散されることが多いことにも言及。
- 報告書では、**専門家は2026年までにオンライン上のコンテンツの90%がAIで合成した情報になると予測している**ことなどを紹介。



【ディープフェイクの危険性に関する報告書の記載（仮訳）】p.6より

- ・2019年の英国の調査では、ディープフェイクの存在やその影響を知らない人が72%近くいたことが明らかになっている。
- ・ディープフェイクの基本が理解されていないことは様々な課題を提示しているが、そのなかには法執行に関するもの（誤情報や文書詐欺など）もある。
- ・最近の実験から更に懸念される結果は、**ディープフェイクへの認識が高まっても、人々がそれを発見する機会が改善されない可能性があることも示している。従って研究者たちは、犯罪者が今後数年間にディープフェイクの使用を増やすのではないかと考えている。これは、ディープフェイクの脅威を理解し、自分達の準備をすることが重要であることを示している。**

【出典】報告書ウェブページ

(https://www.europol.europa.eu/cms/sites/default/files/documents/Europol_Innovation_Lab_Facing_Reality_Law_Enforcement_And_The_Challenge_Of_Deepfakes.pdf)

【プラットフォームに関する原則や行動規範】

- デジタル立憲主義とは、デジタル空間を、権利保障、法の支配、民主主義等の立憲主義的価値・原理によって統制しようという概念。デジタル立憲主義では、デジタル空間において従来の権力構造とは異なり、私的な主体（巨大プラットフォーマーなど）が国家に匹敵する権力主体にまで成長していることを踏まえ、そういった主体も立憲主義的なコントロールの対象に。
- デジタル立憲主義の実現手法については、法によるもの、私的な主体自身の内部ルール（利用規約等）によるもの、その両方を用いるもの等が挙げられる。
- EUのデジタル政策は、一般データ保護規則（GDPR）の登場をきっかけに、デジタル立憲主義に基づくアプローチに転換したという分析がある。

デジタル立憲主義の構造

概念

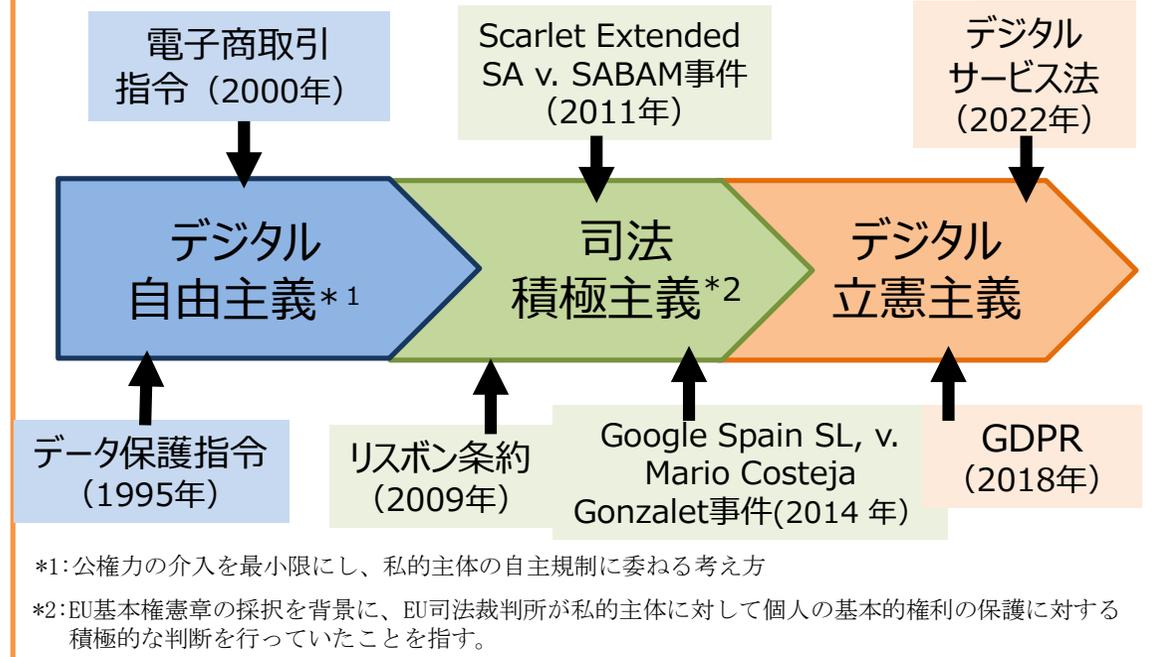
デジタル立憲主義

法や内部ルール等による立憲主義的価値・原理の具体化

実行

デジタル空間の立憲化の実現

EUのデジタル政策とデジタル立憲主義



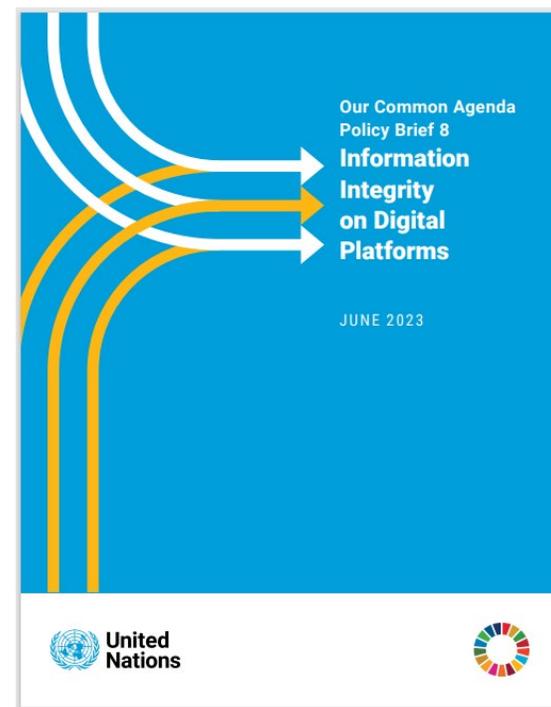
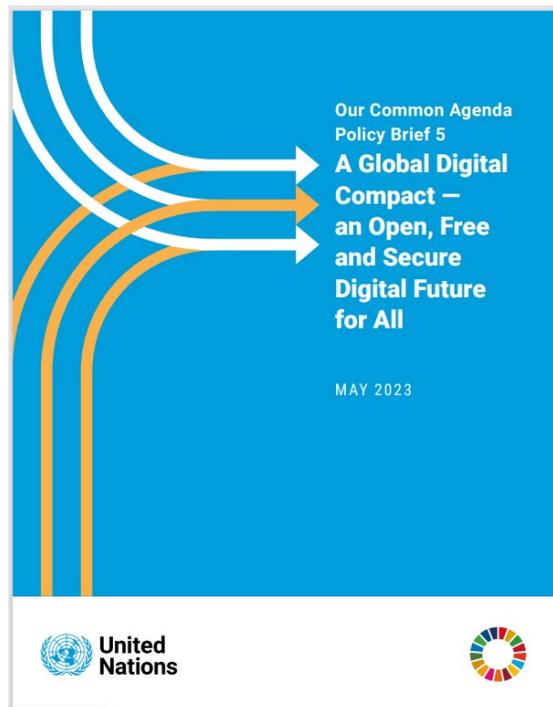
※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料(参考資料1-1)より抜粋

- 2021年9月の国連事務総長報告書「**私たちの共通の課題 (Our Common Agenda)**」で挙げられた12のコミットメントの一つである「**7. デジタル分野での協力を改善する (Improve digital cooperation)**」について、**グローバル・デジタル・コンパクト (GDC) の詳細が記載された国連事務総長報告書**が、2023年5月に公表。
- 2023年5月の当該報告書における「E. デジタルにおける信頼と安全」において、「**偽情報、ヘイトスピーチ、その他の有害なオンラインコンテンツに対処するため、デジタルプラットフォームとユーザーに対する強固な説明責任基準および基準を策定**」が**目標**として規定。
- また、同6月、「**デジタルプラットフォームにおける情報インテグリティ (Information Integrity on Digital Platforms)**」が公表され、**デジタル・プラットフォーム上の情報インテグリティに対する行動規範を通じた世界的な行動の枠組みが提案**。



7. デジタル分野での協力を改善する

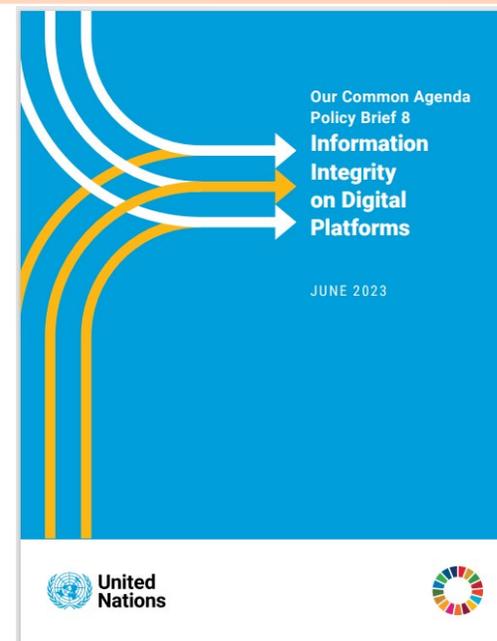
- **グローバル・デジタル・コンパクト**により：
 - すべての学校を含め、すべての人々をインターネットにつなぐ
 - インターネットの断片化を回避する
 - データを保護する
 - オンラインで人権を適用する
 - 差別や誤解を招くコンテンツに対する説明責任基準を導入する
 - 人工知能(AI)の規制を強化する
 - グローバルな公共財としてのデジタルコモンズ



- 2023年6月に公表された「デジタルプラットフォームにおける情報インテグリティ (Information Integrity on Digital Platforms)」では、情報インテグリティに関する行動規範の基礎となる9つの原則を提示。
- ポリシーブリーフにおいては、ほとんどのデジタルプラットフォームでは、何らかの自主規制、モデレーション、または監視の仕組みが導入されているが、コンテンツ削除の方針と実践に関する透明性は、依然として課題となっていることを指摘。
- また、モデレーターからの証言は、虐待、労働基準、二次的トラウマに関連する厄介な問題を提起している。モデレーターは、暴力的で不穏なコンテンツに常にさらされており、報告された投稿が会社のポリシーに違反しているかどうかを判断するのに数秒しか与えられていないと報告していることも紹介。

【9つの原則】

- ① Commitment to information integrity (情報インテグリティへの取り組み)
- ② Respect for human rights (人権の尊重)
- ③ Support for independent media (独立系メディアへの支援)
- ④ Increased transparency (透明性の向上)
- ⑤ User empowerment (ユーザー・エンパワーメント)
- ⑥ Strengthened research and data access (研究とデータアクセスの強化)
- ⑦ Scaled up responses (対応の拡大)
- ⑧ Stronger disincentives (より強力な阻害要因)
- ⑨ Enhanced trust and safety (信頼性と安全性の向上)



- 国連では、2023年6月に「デジタル・プラットフォーム上の情報インテグリティ」を発表。これを受け、**2024年9月の未来サミットまでに「デジタル・プラットフォーム上の情報インテグリティに関する行動規範」を作成すべく、世界中で国別・地域別のコンサルテーションを実施中。**

(オンラインフォームのURL : <https://www.research.net/r/infointegrity>)

- なお、行動規範は、ポリシーブリーフに記載されている以下のレコメンデーションに基づくことができるとされる。

【レコメンデーションの概要 (1 / 3)】

① 情報インテグリティへの取り組み

- すべての利害関係者は、いかなる目的であれ、偽情報及びヘイトスピーチの使用、支援、増幅を慎むべきである。

② 人権の尊重

- 加盟国は、(i)偽・誤情報及びヘイトスピーチへの対応が国際法に沿ったものとして、見解や意見の正当な表現を妨げる目的で誤用されないようにすること、(ii)デジタル・プラットフォーム (DPF) のユーザの基本権利を保護するための規制措置を講じること、(iii)全てのステークホルダーが「ビジネスと人権に関する指導原則」を遵守すること、を実現すべきである。

③ 独立系メディアの支援

- 加盟国は、ジャーナリスト等のための強力な保護を備えた、自由で、実行可能で、独立した複数のメディアがいる環境を保証し、現地語による独立した事実調査機関の設立、資金調達、訓練を支援すべきである。
- 報道機関は、質の高い訓練と国際的な労働及び人権の規範と基準に沿った適切な労働条件によって支えられた、正確かつ倫理的に独立した報道を確実にすべきである。

④ 透明性の向上

- DPFは(i)アルゴリズム、データ、コンテンツ・モデレーション及び広告に関して、意義のある透明性を確保すること、(ii)偽・誤情報及びヘイトスピーチに関するアクセス可能なポリシーを発行及び公表し、自身のサービスにおける組織的な偽情報の蔓延と、そうした行為に対抗するポリシーの有効性について報告すること、を実現すべきである。
- 報道機関は、その財源と広告ポリシーについて意義のある透明性を確保し、DPF上に公開したものも含め、エディトリアル・コンテンツと有料広告を明確に区別すべきである。

【次スライドに続く】

【レコメンデーションの概要 (2 / 3)】※前スライドからの続き

⑤ ユーザー・エンパワーメント

- 加盟国は、正確で、透明性があり、偽情報が信頼できる政府情報、特にSDGsのあらゆる側面を含め、公益に役立つ情報に対するパブリック・アクセスを確実にすべきである。
- DPFは透明性のあるユーザー・エンパワーメント及びユーザー保護を確実にし、人々が目にするコンテンツと人々のデータがどのように利用されるかについて、より多くの選択肢を提供すべきである。また、ユーザーが金銭的又はプライバシー上のトレードオフなしにアイデンティティと真正性を証明できるようにし、独立し、広く公表された、アクセス可能な苦情処理メカニズムによって支えられた、ユーザーのための透明性のある苦情・報告プロセスを確立すべきである。
- 全てのステークホルダーは、健全なデジタル・リテラシー活動に投資し、あらゆる年齢のユーザーに対して、DPFがどのように機能し、個人データがどのように利用されるかについての理解を深め、偽・誤情報及びヘイトスピーチを特定してそれに対応する力を与えるべきである。特に若者、青少年、子どもたちがオンライン空間における自身の権利を完全に認識するよう注意を払うべきである。

⑥ 研究とデータアクセスの強化

- 加盟国は、特にサービスが行き届かない状況や英語以外の言語において、国や言語をまたがる偽・誤情報及びヘイトスピーチの蔓延と影響に関する独立した研究に投資してこれを支援し、市民社会と学会が自由かつ安全に活動できるようにすべきである。
- DPFは、(i)ユーザーのプライバシーを尊重しながら、研究者や学者がデータにアクセスできるようにすること。研究者に対しては、データ保護と人権を尊重しながら、偽・誤情報及びヘイトスピーチの標的にされた個人及びグループに対する事例や定性データを収集し、危害の範囲と性質の理解を深められるようにすべきであること、(ii)偽・誤情報及びヘイトスピーチに対処する取組に、市民社会が全面的に参加することを確実にすること、を実現すべきである。

⑦ 対応の拡大

- 全てのステークホルダーは、(i)人権の規範と基準を尊重しながら、偽・誤情報及びヘイトスピーチの出处、拡散、影響に対処し、報告を行うためのリソースを割り当て、国や状況をまたがる事実調査機能に対してさらに投資すること、(ii)情報のインテグリティに関わる幅広い連合を形成し、様々な専門知識やアプローチを結集させ、地域組織と世界規模で活動するテクノロジー企業とのギャップを埋める手助けをすること、(iii)偽・誤情報及びヘイトスピーチがいかに現れるかに対する理解を深め、防止と軽減のための戦略を強化する訓練及び能力構築を促進すること、を実行すべきである。

【次スライドに続く】

【レコメンデーションの概要 (3 / 3)】※前スライドからの続き

⑧ より強力な阻害要因

- DPFは、自然、プライバシー、安全よりもエンゲージメントを優先するビジネスモデルから脱却すべきである。
- 広告主とDPFは、広告がオンライン上の偽・誤情報及びヘイトスピーチの隣に掲載されたり、偽情報を含む広告が宣伝されたりしないようにすべきである。
- 報道機関は、全ての有料広告や記事広告コンテンツにそうした広告である旨を示す明確な表示を付し、それらに偽・誤情報及びヘイトスピーチが含まれないようにすべきである。

⑨ 信頼性と安全性の向上

- DPFは、(i)国や言語を超えて一貫したポリシーを適用するとともに、社内に信頼及び安全に関する専門家を適切に供給することによるものを含め、全ての製品内に安全とプライバシーを設計から組み込むことを確実にすること、運用国で使われている全ての言語での人及び人工知能によるコンテンツ・モデレーション・システムに投資し、特に紛争中の環境において対応スピードを加速させつつ、コンテンツ報告メカニズムの透明性を確実にすること、を実現すべきである。
- 全てのステークホルダーは、安全で、安心で、責任のある、倫理的で、人権を遵守した人工知能の利用を確実にし、この分野における最近の進歩が偽・誤情報及びヘイトスピーチの拡散に及ぼす影響に対処する、緊急かつ迅速な対応を講じるべきである。

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料(参考資料1-1)より抜粋

- 2023年9月20日、カナダとオランダにより、「**オンライン上の情報インテグリティに関するグローバル宣言 (the Global Declaration on Information Integrity Online)**」が立上げ。日本のほか、米国、英国、仏国、独国、豪州、ニュージーランド等を含む32か国が参加。
- 参加各国に対して、次の通り、具体的な措置をとることを求めるとともに、産業界に対しても一定の取組を期待。

【参加各国による具体的な措置】

The Declaration calls upon all participating states to take concrete steps to:

1. Abstain from and condemn state-led disinformation campaigns
2. Respect, promote and fulfill the right to freedom of expression
3. Implement relevant legislation in compliance with international law
4. Avoid stifling freedom of expression under the guise of countering disinformation
5. Promote stronger civic education online and digital literacy
6. Support independent media, news and journalism
7. Take active steps to address disinformation targeting groups in vulnerable situations

【産業界による一定の取組】

Invites industry to:

1. Respect the rule of law and commit to not abusing human rights
2. Enhance transparency in advertising, algorithm and content moderation processes
3. Provide clear and timely redress mechanisms to users
4. Support for independent researchers and fact-checkers
5. Abide by the UN Guiding Principles on Business and Human Rights

- 「オンライン上の情報インテグリティに関するグローバル宣言 (the Global Declaration on Information Integrity Online)」のうち、参加各国による具体的な措置の概要は以下のとおり。

【出典】カナダ政府ウェブページ (https://www.international.gc.ca/world-monde/issues_development-enjeux_developpement/peace_security-paix_securite/information_integrity-integrite_information.aspx?lang=eng)

【参加各国による具体的な措置】(仮訳)

1. 国家主導の偽情報キャンペーンを阻止し、非難すること

- 正義または民主主義の過程を弱体化させる意図と効果をもって、意図的に不正確な情報を拡散させるような、国内的または国外的なデマ情報キャンペーンの実施または後援を慎み、そのような行為を非難すること。

2. 表現の自由を尊重し、促進し、実現すること

- 情報のインテグリティを維持するために不可欠なすべての人権を尊重し、促進し、実現すること。これには、意見や表現の自由、国境を越えた情報の探求、受信、伝達の自由などが含まれる。

3. 国際法に則った関連法規の整備

- 市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR)第17条に規定されたプライバシー権、市民的及び政治的権利に関する国際規約第19条に規定された意見及び表現の自由の権利を尊重するという国家の義務を含むがそれに限定されない国際人権法を遵守する方法で、情報のインテグリティとプラットフォームのガバナンスに対処するために必要かつ適切な措置(立法を含む)を実施する。

4. 誤情報に対抗するという見せかけの下で表現の自由を抑圧することを避ける

- インターネット上へのアクセスの遮断または制限、プライバシーの侵害、ジャーナリスト、研究者、人権擁護活動家への脅迫、嫌がらせまたは虐待、自由に行動する能力への干渉、オンラインでの表現の自由の権利の行使の犯罪化またはその他の処罰など、偽情報に対抗するために、オンライン上の人権、特に意見と表現の自由を不当に制限することを控える。

5. オンラインとデジタルリテラシーにおける市民教育の強化を促進する

- オンラインでの市民教育を強化するイニシアティブを支援する。特に、デジタル、メディア、情報リテラシーを向上させ、個人が自分たちが消費し共有している情報について批判的に考えることができるようにし、社会が誤情報や偽情報の悪影響に対してより回復力を持つことを可能にし、オンラインでの被害をより一般的にする。

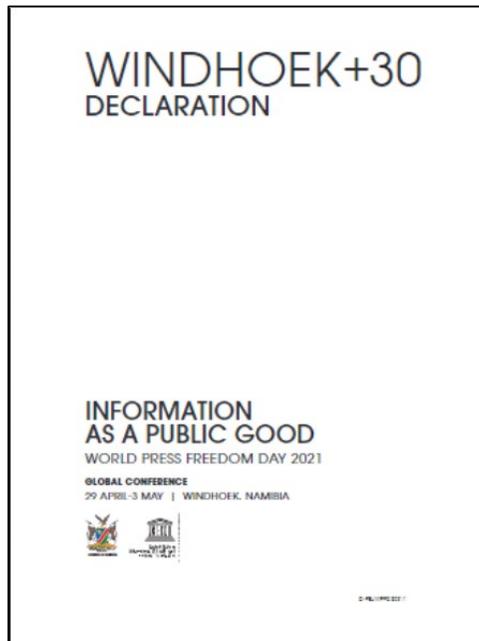
6. 独立系メディア、ニュース、ジャーナリズムを支援する

- 国内外のニュースや情報を含む多様なオンライン・コンテンツへのユーザー・アクセスを促進し、文化的多様性の促進を支援しつつ、オンライン・コンテンツの多様性を促進する努力を奨励する。例えば、文化遺産やアイデンティティの保存にも役立つ強力で独立した多元的なメディアや、現地の言語を支援・育成することである。

7. 脆弱な状況にあるグループを標的とした誤情報に対処するための積極的な措置を講じる

- 女性、LGBIQ+の人々、障がいのある人々、先住民族を標的とした誤情報や偽情報に対処するための積極的な措置を講じる。女性、青年、少女が、あらゆる多様性において、少数派に属する人々や脆弱な状況にある人々が特に標的とされ、影響を受けていることを認識する。

- 2021年4月29日から5月3日まで、ナミビアで開催された「世界報道の自由の日国際会議」の参加者は、「ウイントフック+30宣言」を採択。この宣言は、5月3日を世界報道の自由の日とする宣言の端緒となった、自由、独立、多元的報道に関する1991年のウイントフック宣言を発表した会議から30年経て採択されたもの。
- ウイントフック+30宣言は、1991年のウイントフック宣言の精神を前進させたものであるが、「深刻な経済危機」、従来のメディアビジネスモデルの崩壊の中でのメディアの絶滅のリスク；「(中略)デマとヘイトスピーチの拡散、増幅、促進の増加」、そして「ジャーナリストの安全とジャーナリズムの自由な行使に対する永続的で新たな脅威(殺害、女性への嫌がらせ、オフラインおよびオンライン攻撃を含む)」など、今日のメディアの自由に対する持続的で新たな挑戦に言及。
- 宣言では、例えば、オンライン及びオフラインの双方における情報に対する権利及び表現の自由の完全な行使を保護し、保証を強化するため、デジタル・プラットフォームの透明性の強化に焦点を当てつつ、政府及び市民社会団体との協力を強化することを、ユネスコ及びその他の政府間機関に対し要請するなどしている。



参考：UNESCOプレスリリースより（仮訳）

会議の中で、ユネスコは、インターネットプラットフォーム会社の透明性を高めるための高レベルの原則の選択を含む、デジタル時代における透明性と説明責任に関する、"Let the Sun Shine In: Transparency and Accountability in the Digital Age(『太陽を照らす: デジタル時代の透明性と説明責任』)"と題した新しい報告書を発表した。

これは、人権に対する不釣り合いな制限につながっているコンテンツに対する国家の過剰規制と、ヘイトスピーチやデマといった問題のあるコンテンツに効果的に対処できていない自由放任的アプローチとの間の第3の方法として、透明性を高めることを提示している。

- コンテンツモデレーションにおける透明性及び説明責任に関する原則として、人権団体や学識経験者から構成されるグループによって2018年に策定、2021年に改訂。
- FacebookやGoogle、Twitterなど*12のプラットフォーム企業が支持。
*Apple、Facebook、GitHub、Google、Instagram、LinkedIn、Medium、Reddit、Snap、Tumblr、Twitter、YouTube。
- 規制の雛形を意図したものではなく、規制当局が政策形成においてモデレーションで考慮すべき事項を知るための「ガイド」であるとされる。

基本原則 (Foundational Principles)

- ① 人権及びデュープロセス (Human Rights and Due Process)
- ② 理解しやすいルール及びポリシー (Understandable Rules and policies)
- ③ 文化的能力 (Cultural Competence)
- ④ コンテンツモデレーションへの国家関与 (State Involvement in Content Moderation)
- ⑤ 確実性及び説明可能性 (Integrity and Explainability)

運用原則 (Operational Principles)

- ① 数値 (Numbers)
- ② 告知 (Notice)
- ③ 異議申立 (Appeal)

政府及びその他の国家機関のための原則 (Principles for Governments and other State Actors)

- ① 企業の透明性に対する障害の排除 (Removing Barriers to Company Transparency)
- ② 政府自身の透明性向上 (Promoting Government Transparency)

- 2022年4月28日、主催国である米国や初期パートナー国である日本、オーストラリア、カナダ、欧州連合（EU）、英国を含む賛同国・地域が開かれた、自由で、グローバルで、相互運用可能で、信頼性のある、安全な、未来のインターネットへの支持を呼びかける「未来のインターネットに関する宣言」に賛同。

A DECLARATION for the FUTURE of the INTERNET

We are united by a belief in the potential of digital technologies to promote connectivity, democracy, peace, the rule of law, sustainable development, and the enjoyment of human rights and fundamental freedoms. As we increasingly work, communicate, connect, engage, learn, and enjoy leisure time using digital technologies, our reliance on an open, free, global, interoperable, reliable, and secure Internet will continue to grow. Yet we are also aware of the risks inherent in that reliance and the challenges we face.

We call for a new Declaration for the Future of the Internet that includes all partners who actively support a future for the Internet that is open, free, global, interoperable, reliable, and secure. We further affirm our commitment to protecting and respecting human rights online and across the digital ecosystem. Partners in this Declaration intend to work toward an environment that reinforces our democratic systems and promotes active participation of every citizen in democratic processes, secures and protects individuals' privacy, maintains secure and reliable connectivity, resists efforts to splinter the global Internet, and promotes a free and competitive global economy. Partners in this Declaration invite other partners who share this vision to join us in working together, with civil society and other stakeholders, to affirm guiding principles for our role in the future of the global Internet.

RECLAIMING THE PROMISE OF THE INTERNET

The immense promise that accompanied the development of the Internet stemmed from its design: it is an open "network of networks", a single interconnected communications system for all of humanity. The stable and secure operation of the Internet's unique identifier systems have, from the beginning, been governed by a multistakeholder approach to avoid Internet fragmentation, which continues to be an essential part of our vision. For business, entrepreneurs, and the global economy as a whole, interconnection promises better access to customers and fairer competition; for artists and creators, new audiences; for everyone, unfettered access to knowledge. With the creation of the Internet came a swell in innovation, vibrant communication, increased cross-border data flows, and market growth—as well as the invention of new digital products and services that now permeate every aspect of our daily lives.

Over the last two decades, however, we have witnessed serious challenges to this vision emerge. Access to the open Internet is limited by some authoritarian governments and online platforms and digital tools are increasingly used to repress freedom of expression and deny other human rights and fundamental freedoms. State-sponsored or condoned malicious behavior is on the rise, including the spread of disinformation and cybercrimes such as ransomware, affecting the security and the resilience of critical infrastructure while holding at risk vital public and private assets. At the same time, countries have erected firewalls and taken other technical measures, such as Internet shutdowns, to restrict access to journalism, information, and services, in ways that are contrary to international human rights commitments and obligations. Concerted or independent actions of some governments and private actors have sought to base the openness of Internet governance and related processes to advance a closed vision. Moreover, the once decentralized Internet economy has become highly concentrated and many people have legitimate concerns about their privacy and the quantity and security of personal data collected and stored online. Online platforms have enabled an increase in the spread of illegal or harmful content that can threaten the safety of individuals and contribute to radicalization and violence. Disinformation and foreign malign activity is used to sow division and conflict between individuals or groups in society, undermining respect for and protection of human rights and democratic institutions.

OUR VISION

We believe we should meet these challenges by working towards a shared vision for the future of the Internet that recommit governments and relevant authorities to defending human rights and fostering equitable economic prosperity. We intend to ensure that the use of digital technologies reinforces, not weakens, democracy and respect for human rights; offers opportunities for innovation in the digital ecosystem, including businesses large and small, and maintains connections between our societies. We intend to work together to protect and fortify the multistakeholder system of Internet governance and to maintain a high level of security, privacy protection, stability and resilience of the technical infrastructure of the Internet.

We affirm our commitment to promote and sustain an Internet that is open, free, global, interoperable, reliable, and secure and to ensure that the Internet reinforces democratic principles and human rights and fundamental freedoms; offers opportunities for collaborative research and commerce; is developed, governed, and deployed in an inclusive way so that underserved and underserved communities, particularly those coming online for the first time, can navigate it safely and with personal data privacy and protections in place; and is governed by multistakeholder processes. In short, an Internet that can deliver on the promise of connecting humankind and helping societies and democracies to thrive.

The Internet should operate as a single, decentralized network of networks—with global reach and governed through the multistakeholder approach, whereby governments and relevant authorities partner with academics, civil society, the private sector, technical community and others. Digital technologies reliant on the Internet, will yield the greatest dividends when they operate as an open, free, global, interoperable, reliable, and secure system. Digital technologies should be produced, used, and governed in ways that enable trustworthy, free, and fair commerce; avoid unfair discrimination between, and ensure effective choice for, individual users; foster fair competition and encourage innovation, promote and protect human rights; and, foster societies where:

- Human rights and fundamental freedoms, and the well-being of all individuals are protected and promoted;
- All can connect to the Internet, no matter where they are located, including through increased access, affordability, and digital skills;
- Individuals and businesses can trust the safety and the confidentiality of the digital technologies they use and that their privacy is protected;

- Businesses of all sizes can innovate, compete, and thrive on their merits in a fair and competitive ecosystem;
- Infrastructure is designed to be secure, interoperable, reliable, and sustainable;
- Technology is used to promote pluralism and freedom of expression, sustainability, inclusive economic growth, and the fight against global climate change.

PRINCIPLES TO PROMOTE THIS VISION

The partners in this Declaration intend to uphold a range of key principles, set out below, regarding the Internet and digital technologies; to promote these principles within existing multilateral and multistakeholder fora; to translate these principles into concrete policies and actions; and, work together to promote this vision globally, while respecting each other's regulatory autonomy within our own jurisdictions and in accordance with our respective domestic laws and international legal obligations. These principles are not legally binding but should rather be used as a reference for public policy makers, as well as citizens, businesses, and civil society organizations.

PROTECTION OF HUMAN RIGHTS AND FUNDAMENTAL FREEDOMS

- Dedicate ourselves, in conducting and executing our respective domestic authorities, to respect human rights, including as reflected in the Universal Declaration of Human Rights, as well as the principles of the rule of law, legitimate purpose, non-arbitrariness, effective oversight, and transparency, both online and offline, and call upon others to do the same.
- Promote online safety and continue to strengthen our work to combat violence online, including sexual and gender-based violence as well as child sexual exploitation, to make the Internet a safe and secure place for everyone, particularly women, children, and young people.
- Promote safe and equitable use of the Internet for everyone, without discrimination based on sex, race, color, ethnic, national or social origin, genetic features, language, religion or belief, political or any other opinion, membership of an indigenous population, property, birth, disability, age, gender identity or sexual orientation.
- Reaffirm our commitment that actions taken by governments, authorities, and digital services including online platforms to reduce illegal and harmful content and activities online be consistent with international human rights law, including the right to freedom of expression while encouraging diversity of opinion, and pluralism without fear of censorship, harassment, or intimidation.
- Protect and respect human rights and fundamental freedoms across the digital ecosystem, while providing access to meaningful remedies for human rights violations and abuses, consistent with international human rights law.
- Refrain from misusing or abusing the Internet or algorithmic tools or techniques for unlawful surveillance, oppression, and repression that do not align with international human rights principles, including developing social score cards or other mechanisms of domestic social control or pre-crime detention and arrest.

A GLOBAL INTERNET

- Refrain from government-imposed Internet shutdowns or degrading domestic Internet access, either entirely or partially.
- Refrain from blocking or degrading access to lawful content, services, and applications on the Internet, consistent with principles of Net Neutrality subject to applicable law, including international human rights law.
- Promote our work to realize the benefits of data free flows with trust based on our shared values as like-minded, democratic, open and outward-looking partners.
- Promote cooperation in research and innovation and standard setting, encourage information sharing regarding security threats through relevant international fora, and reaffirm our commitment to the framework of responsible state behavior in cyberspace.

INCLUSIVE AND AFFORDABLE ACCESS TO THE INTERNET

- Promote affordable, inclusive, and reliable access to the Internet for individuals and businesses where they need it and support efforts to close digital divides around the world to ensure all people of the world are able to benefit from the digital transformation.
- Support digital literacy, skills acquisition, and development so that individuals can overcome the digital divide, participate in the Internet safely, and realize the economic and social potential of the digital economy.
- Foster greater exposure to diverse cultural and multilingual content, information, and news online. Exposure to diverse content online should contribute to pluralistic public discourse, foster greater social and digital inclusion within society, bolster resilience to disinformation and misinformation, and increase participation in democratic processes.

TRUST IN THE DIGITAL ECOSYSTEM

- Work together to combat cybercrime, including cyber-enabled crime, and deter malicious cyber activity.
- Ensure that government and relevant authorities' access to personal data is based in law and conducted in accordance with international human rights law.
- Protect individuals' privacy, their personal data, the confidentiality of electronic communications and information on end-users' electronic devices, consistent with the protection of public safety and applicable domestic and international law.
- Promote the protection of consumers, in particular vulnerable consumers, from online scams and other unfair practices online and from dangerous and unsafe products sold online.
- Promote and use trustworthy network infrastructure and services suppliers, relying on risk-based assessments that include technical and non-technical factors for network security.
- Refrain from using the Internet to undermine the electoral infrastructure, elections and political processes, including through covert information manipulation campaigns.

- Support a rules-based global digital economy which fosters trade and contestable and fair online markets so that firms and entrepreneurs can compete on their merits.
- Cooperate to maximize the enabling effects of technology for combating climate change and protecting the environment while reducing as much as possible the environmental footprint of the Internet and digital technologies.

MULTISTAKEHOLDER INTERNET GOVERNANCE

- Protect and strengthen the multistakeholder system of Internet governance, including the development, deployment, and management of its main technical protocols and other related standards and protocols.
- Refrain from undermining the technical infrastructure essential to the general availability and integrity of the Internet.

We believe that the principles for the future of the Internet are universal in nature and as such we invite those who share this vision to affirm these principles and join us in the implementation of this vision. This Declaration takes into account, and expects to contribute to, existing processes in the UN system, G7, G20, the Organisation for Economic Cooperation and Development, the World Trade Organization, and other relevant multilateral and multistakeholder fora, the Internet Corporation for Assigned Names and Numbers, Internet Governance Forum, and Freedom Online Coalition. We also welcome partnership with the many civil society organizations essential to promoting an open, free, global, interoperable, reliable, and secure Internet, and defending fundamental freedoms and human rights online. Partners in this Declaration intend to consult and work closely with stakeholders in carrying forward this vision.

★ ★ ★ ★ ★

- 「未来のインターネットに関する宣言」の主なポイント、偽情報に関する記載は以下のとおり。

【主なポイント】

- 未来のインターネットに関し、(1) 人権及び基本的自由の保護、(2) グローバル（分断のない）インターネット、(3) 包摂的かつ利用可能なインターネットアクセス、(4) デジタルエコシステムに対する信頼、(5) マルチステークホルダーによるインターネットガバナンスに関する原則を示す。
- 参加国は既存の国際フォーラム等で当該原則を推進することや、原則の内容を具体的な政策等を通じて実行していくことが期待される。

【偽情報に関連する記載】（仮訳から抜粋）

インターネットの期待を再生する

「偽情報の拡散やランサムウェアのようなサイバー犯罪など、国家が支援・容認する悪意のある行為が増加しており、重要インフラのセキュリティと強靱性に影響を与え、重要な公共及び民間の資産をリスクにさらしている。」（略）

「オンラインプラットフォームは、個人の安全を脅かし、過激化や暴力を助長する違法・有害コンテンツの拡散の増加を可能にしている。偽情報や外国の悪意ある活動は、社会における個人や集団の間に分裂や対立を生み、人権や民主主義制度の尊重及び保護を損なうために利用されている。」

このビジョンを推進する原則

包摂的かつ利用可能なインターネットアクセス

「多様な文化や多言語のコンテンツ、情報、ニュースのオンラインでのより高い露出機会を促進する。オンラインで多様なコンテンツの露出は、多元的な公論に貢献し、社会における一層の社会的・デジタル的包摂を促進し、偽情報や誤情報に対する強靱性を高め、民主的プロセスへの参加を増大させる。」

- 2023年5月に開催されたG7広島サミットにおいて、5月20日、G7首脳より、広島首脳コミュニケが発出。
- G7首脳において、「民主的制度に対する信頼を損ない、国際社会における意見の対立を招く偽情報を含む外国からの情報操作及び干渉に対処することにより、情報環境を保護する」というコミットメントを再確認。
- その上で、「事実に基づく、質の高い、信頼できる情報の普及が確保されるよう取り組み、デジタル・プラットフォームがこのアプローチを支援するよう呼びかける」ことを宣言。

Human Rights, Refugees, Migration, Democracy（抄）

47. We reaffirm our shared belief that democracy is the most enduring means to advance peace, prosperity, equality and sustainable development. We reaffirm our commitment to protecting the information environment by supporting media freedom and online freedom, including protection from online harassment and abuse, internet shutdowns and disruptions, as well as addressing foreign information manipulation and interference, including disinformation, which is designed to undermine trust in democratic institutions, and sow discord in the international community. (...) We will work towards ensuring that fact-based, quality and trustworthy information is promoted, and call on digital platforms to support this approach. (...)

（仮訳）人権、難民、移住及び民主主義

47. 我々は、民主主義が平和、繁栄、平等及び持続可能な開発を促進するための最も揺るぎない手段であるとの我々の共通の信念を再確認する。我々は、オンラインでのハラスメントや虐待、インターネットの遮断や分断からの保護を含む、メディアの自由及びオンラインの自由を支援し、民主的制度に対する信頼を損ない、国際社会における意見の対立を招く偽情報を含む外国からの情報操作及び干渉に対処することにより、情報環境を保護するという我々のコミットメントを再確認する。（略）

我々は、事実に基づく、質の高い、信頼できる情報の普及が確保されるよう取り組み、デジタル・プラットフォームがこのアプローチを支援するよう呼びかける。（略）

【IGF】

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料(資料1-3)より抜粋

- 2023年4月29日～30日、デジタル庁・総務省・経済産業省が共同で「**G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合**」を開催。「自由でオープンなインターネットの維持・推進」など6つのテーマについて議論が行われ、成果として「**G7デジタル・技術閣僚宣言**」が採択。
- 同宣言の中で、**偽情報対策に関する民間企業や市民団体を含む関係者によるプラクティス集（EPaD：Existing Practices against Disinformation）**を作成し、国連主催の**インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF）2023**で発表することが宣言。

【閣僚宣言（仮訳）（抄）】（2023年4月30日）

27. 我々は、G7即応メカニズム（RRM）、G7内務・安全担当大臣会合、OECD MIS/DIS情報資源ハブなどの既存の取組と同様に、**民主主義と開かれた社会の依拠する理念を損なおうとする外国の情報操作や干渉、偽情報、その他悪意ある活動などの外国の脅威から民主主義的な制度と価値を守るために引き続き尽力**する。
28. 情報の完全性は、より広い社会的意味を有するデジタル経済の信頼強化の課題である。我々は、人権、特に表現の自由に対する権利を尊重しつつ、オンラインの情報操作や干渉、偽情報に対処するために、ソーシャルメディアプラットフォーム、市民社会、インターネット技術コミュニティ、学術界を含む幅広いステークホルダーがとる行動の重要性を認識している。我々は、**オンラインの偽情報に対処するための様々なステークホルダーによる既存のプラクティスを「偽情報対策既存プラクティス集（EPaD）」として収集・編集することに協力し、この報告書を京都で開催される国連IGF2023で公表・発表することを予定**している。これらのプラクティスには、偽情報コンテンツの資金化の停止、デジタルプラットフォームのアカウントビリティの強化、偽情報を理解し報告する手段をユーザーに提供することなどが含まれる。また、偽情報を含む意図的なオンライン情報操作や干渉に対抗するために、企業が事業を展開する地域の言語や文化の多様性を反映した適切なリソースを割り当てることを奨励する。

▶ G7における「偽情報対策既存プラクティス集」（EPaD）が公表（2023年10月8日）

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料(資料1-3)より抜粋

- G7議長国である日本政府（総務省）においてとりまとめ、**IGF京都2023**のDay0（同年10月8日）において、ワークショップ「Sharing “Existing Practices against Disinformation (EPaD)”」等が開催され、G7における**偽情報対策既存プラクティス集 (EPaD)**が公表。

【G7における偽情報対策既存プラクティス集 (EPaD) 概要】

- 取組紹介国・地域：G7各国（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国）及びEU

- 紹介された取組の一例：

➤ 市民社会の取組

- 学生向け「ヨーロッパ統計コンテスト」(ESC)等のプロジェクトのサポート（ドイツ）
- 「Be Internet Citizens」等の偽・誤情報に対する回復力の構築を助けるためのリソースとプロジェクトの開発（英国）
- 日本ファクトチェックセンター（JFC）の創設（日本）



Existing Practices against
Disinformation (EPaD)

➤ ソーシャルメディアプラットフォームの取組

- 特に検索機能で信頼できる情報の紹介を上位に上げる（英国）
- デジタルサービス法で創設された法的デューデリジエンス要件を通じた大型プラットフォームのアカウントビリティの改善（EU）
- 誤情報の拡散に関するシステミックリスクの分析及びその軽減のために必要な措置の実施（フランス）

➤ 研究機関の取組

- Digital Public SquareのKnow it Or Not!ツールを学校教育に取り入れるために設計された授業計画シリーズ（カナダ）
- EMOS等の学士・修士プログラムにおける公的統計のトピックの統合（ドイツ）
- YouTubeクリエイター9者の協力により、フェイクニュース対策啓発動画を作成・公開（日本）

➤ 政府の取組

- 透明性・プラットフォームアカウントビリティの確保のための規制または共同規制措置（EU）
- 確かで事実に基づく情報が一般に公開されていることを確実にする公式デジタル通信チャンネルの開発（米国）
- AGCOMが、情報に対して、またデジタルプラットフォームでも多様性・情報への自由を促進する目的でWGを設立（イタリア）

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料(資料1-3)より抜粋

- IGF京都2023のDay0(10月8日)において、総務省が協力や主催する偽・誤情報関連セッションとして、ASEANやアジア太平洋地域からも参加した、次の2つが開催。各セッションの概要は以下のとおり。

- ① ハイレベルリーダーズセッション：Evolving Trends in Mis- & Dis-Information
- ② ワークショップ：Sharing “Existing Practices against Disinformation (EPaD)”

【①ハイレベルリーダーズセッション：Evolving Trends in Mis- & Dis-Informationの概要】

- 偽・誤情報対策について、生成AIによる影響、これまでの取組を踏まえた教訓、被害をうけるコミュニティを守るための対応、規制上の課題、情報の生産者・消費者としての在り方について議論されました。

- **偽・誤情報による影響**として、例えば、次が挙げられました。

- ・ 認知過程への浸食、自由な意思の喪失、感情の兵器化
- ・ 女性、難民、人種的・民族的少数者、LGBTQ+等に対するヘイト
- ・ 社会の分極化、選挙プロセスの操作、民主主義への脅威

- **偽・誤情報対策**として、例えば、次の必要性が示されました。

- ・ 「デジタル立憲主義」や表現の自由等の人権保護等による共通の原則や価値の共有
- ・ 国際的な規範
- ・ エコシステム全体や構造的問題としての対応
- ・ マルチステークホルダーによる連携・協力、国際的な連携・協力
- ・ ファクトチェックの推進、国際機関とファクトチェック機関の連携
- ・ メディアやジャーナリストの役割
- ・ 「情動的健康」等を通じたりテラシーの向上、市民社会のエンパワーメント
- ・ 「Originator Profile」等、デジタル署名・電子透かし等による来歴管理等の技術的な対応
- ・ 「Digital Service Act」等の行動規範や法制等によるAIやデジタルプラットフォームにおける透明性の確保等のための規制枠組み

- 2024年には、複数の民主主義国家において選挙が実施されるなど、**今後、偽・誤情報対策は一層重要になっていくとの認識が共有**されました。



- モデレータ
 - ・ デボラ・スティール（アジア太平洋放送連合代表）
- パネリスト
 - ・ 山本 龍彦（慶應義塾大学教授）
 - ・ マリア・レッサ（2021年ノーベル平和賞受賞者、フィリピン・Rappler共同創設者）
 - ・ ベラ・ヨウロヴァー（欧州委員会委員）
 - ・ ランディ・ミッセル（米国・国家安全保障会議）
 - ・ ニック・スゾール（Meta監督委員会委員）
- レスポンデント
 - ・ ネガル・パトリア（インドネシア・通信情報技術副大臣）
 - ・ ポール・アッシュ（ニュージーランド・サイバーデジタル首相特別代表）

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料(資料1-3)より抜粋

②ワークショップ：Sharing “Existing Practices against Disinformation (EPaD)” の概要

- モデレータにより、EPaDが紹介され、G7各国等における偽・誤情報対策に関する民間企業や市民団体を含むマルチステークホルダーによる既存プラクティスが共有されました。
- 各パネリストにより、偽・誤情報対策に関する取組として、「MAFINDO's Role in Today's Information Ecosystem」（アリボウォ氏）、Rapplerによる「Fighting Disinformation：Spreading the value of truth-telling」（チャイ氏）、Microsoftによる取組（マデリン氏）、「Misinformation and Disinformation in Our Society」（山口氏）について発表されました。
- 偽・誤情報対策として、例えば、次の必要性が示されました。
 - ・ 情報エコシステムにおけるプラットフォーム事業者・メディア・個人や政府等のステークホルダー間の連携・協力、市民社会やジャーナリズムとテック企業との連携
 - ・ デバンキングのみならず、偽・誤情報が出現する前の未然の取組であるプリバンキング
 - ・ 調査能力や人材共有等によるジャーナリストやニュースルームの強化
 - ・ メディアによるファクトチェック、市民社会によるメッシュ、アカデミアによるリサーチ、法律家によるアカウントビリティの4層によるファクトチェック・ファクトベースの報告
 - ・ ファクトチェックを広げるための地方メディアとの連携、ファクトチェックの拡散の提供
 - ・ メディア情報リテラシー教育、こども等情報の受け手側への対応
 - ・ 漫画やインフルエンサー等による若年層へのリーチ等オーディエンスや時代に合わせた取組
 - ・ 民間のテック企業による貢献・責任として、テクノロジーの提供やラベル付け等による信頼できるニュースの発信、EUの行動規範等に基づくコンテンツモデレーション、そして、ゲーム等を通じたリテラシー教育等による開かれた民主主義プロセスの保護や情報エコシステムの提供
 - ・ インターネットを超えた社会全体の情報生態系の問題として捉えた対応
 - ・ 生成AIの普及により誰もが偽・誤情報を作成・拡散できる時代が到来し、人の目によるチェックでは限界がある状況における技術による対応
 - ・ グローバルだけでなくローカルな透明性の確保
 - ・ 偽情報の作成者に収入が入らないようにすること
 - ・ このセッションのようなグローバルなコラボレーション
 - ・ ファクトチェック機関の国際的な協調
 - ・ 各国におけるベストな情報やトレーニングの共有
 - ・ 偽・誤情報を生成等するAIに関する国際的なルール作り
- 偽・誤情報対策において、プラットフォーム事業者やテック企業等の民間企業、メディア・ジャーナリスト・ファクトチェック機関、法律家、アカデミア、個人・市民社会や政府等のマルチステークホルダーによる地域や国境を越えた連携・協力の重要性が共有されました。



- モデレータ
 - ・ 古田 大輔（日本ファクトチェックセンター編集長）
- パネリスト
 - ・ アリボウォ・サスミト（インドネシア・MAFINDO創設者）
 - ・ チャイ・F・ホフィレナ（フィリピン・Rappler共同創設者）
 - ・ マデリン・シェパード（Microsoftデジタルセーフティ代表）
 - ・ 山口 真一（国際大学GLOCOM主幹研究員/准教授）

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料（資料1-3）より抜粋

- インターネットに関する諸課題について、**国連主催**のもと、**政府、民間、技術・学術コミュニティ、市民社会等のマルチステークホルダーが対等な立場で対話**を行う**インターネット政策の分野では最も重要な会議**の1つ。
- 今般、**日本がホスト国として2023年会合を開催**（2005年の設立以来、毎年1回開催）。

<開催概要>

- 日時：2023年10月8日（日）～10月12日（木）（5日間）
※ホスト国主催の「Day0」（10/8）と国連主催の「Day1-4」（9-12）で構成
- 場所：国立京都国際会館（京都府京都市）
- 参加者：**9,279人以上**
（うち現地参加＝6,279人※、オンライン＝3,000人以上（国連発表）（※）現地参加者数は史上最多
岸田総理、鈴木大臣や各国閣僚、議員が参加
- メインテーマ：“**The Internet We Want – Empowering All People**”
（「私たちの望むインターネット—あらゆる人を後押しするためのインターネット」）
- 閣僚級ハイレベルセッションや各国議員のパラメンタリートラック、ユーストラック含め、約300セッションが開催



鈴木大臣メッセージ



岸田総理メッセージ



Day1 Music Night

<サブテーマ>

- ① AI・先端技術
- ② インターネットの分断回避
- ③ サイバーセキュリティ、サイバー犯罪、オンラインの安全性
- ④ データガバナンス・トラスト
- ⑤ デジタルデバイド・包摂性
- ⑥ グローバルデジタルガバナンス・協力
- ⑦ 人権及び自由
- ⑧ 持続可能性・環境

【協力関係の構築】

- 2022年11月の公共ガバナンス委員会（Public Governance Committee (PGC))閣僚会合において、**偽・誤情報に対処するための政府のアプローチに関する知識、データ、及び分析を共有するための場**である、**“OECD DIS/MIS Resource Hub（情報資源ハブ）”**を立ち上げ。

【運営グループの構成国】

情報資源ハブは国家主導の取組であり、特に下記の国からなる運営グループによって支えられている。

ベルギー/カナダ/チリ/コロンビア/フィンランド/フランス/ギリシャ/リトアニア/ルクセンブルク/ノルウェー/アメリカ

▼偽情報対策と情報インテグリティ強化のための政策オプションの枠組み
(DIS/MIS 情報資源ハブのサイトより) を元に事務局作成

透明で健全な情報空間の推進

- 自由で、多角的な、独立メディアのサポート
- 説明責任と透明性のあるオンラインプラットフォームのためのポリシーの設計
- 競争及びプライバシーを通じたものを含む、経済的及び構造的インセンティブの強化

社会的レジリエンスの強化

- より良い関与、理解、ステークホルダーの参加を通じて、社会全体の取り組みを追求する
- メディアおよび情報リテラシーを通じたスキルおよび認識への投資
公的コミュニケーション
- 研究が政策決定プロセスに役立つことを保証する
- 透明で健全な情報空間の推進

説明責任、透明性、アジャイルガバナンスの強化

- 政府全体の調整、戦略的枠組み、国際協力の確立
- 公共部門の技能と能力の向上
- 機動的かつ比例的な規制政策の追求

- OECDは2023年11月13～14日（於：パリ）、偽情報対策を議論する国際会議“**Tackling disinformation: Strengthening democracy through information integrity**”（事務局はGOV（公共ガバナンス局））を開催。
- 本会議は**OECD DIS/MIS情報資源ハブの結果を報告するもの**。

【会合のアジェンダ（仮訳）】（Day1）11月13日（月）

- 開会挨拶（コーマン・OECD事務総長、バルチャーティ・リトアニア官房長官）
- **セッション1:誤情報に対処し、情報の完全性を強化するための共通の枠組みに向けて**
 - 出席者：レジンドレ・仏外務省担当者、ドナホー・米務省担当者、サイフェルト・独内務共同体省国務長官ほか
 - 誤った情報や誤解を招く情報の拡散に対処するための効果的な公共政策を実施し、その影響を評価することは、多様で質の高い情報社会を確保するための政府の取り組みの次のフロンティアであるとして、民主主義を強化するために必要な努力として、誤情報と闘うための共通のガイドラインを開発し、情報インテグリティを強化することに焦点を当てたセッション。
- **セッション2:政府内および政府間の調整-優先事項と課題**
 - 出席者：ヴィトカウスカス・リトアニア首相官邸副長官、ブラーゼ・ラトビア外務省担当者、エディソン・加枢密院事務局担当者ほか
 - 各国政府は、情報空間の強化に向けた取り組みを実施する上での課題として、国内および国際的な調整を挙げている中で、国家戦略の策定、事務所と機関の設置、公務員の能力開発などを通じて、不正情報に対処するための組織構造とガバナンス慣行を整備する上での課題と教訓を検討するセッション。
- **セッション3:人工知能と誤情報-神話と現実の分離**
 - 出席者：ヒアンシラクサ・米ベントレー大学准教授、シュヴァリエ・仏「Viginum」技術部門長、ゴーガ・仏国立科学研究センター研究員ほか
 - 新しいAIツールは、情報空間に対する新たな課題を表しており、虚偽の誤解を招く情報を作成し、広める機会を増やしているが、どうやって神話と現実を区別するのかについて、人工知能が情報運用の文脈でどのように使われているかについての最新の研究を発表し、誤情報に対抗するために使われるAIツールについて議論し、情報の完全性をサポートするために働く政策決定者に対して前進するための推奨を提案するセッション。
- **セッション4:開発援助と誤情報との闘い-動向と教訓**
 - 出席者：ザケム・米国際開発庁担当者、グランジェ・仏メディア開発組織アフリカ局長、カムチャン・カメルーン非政府組織「ADISI」事務局長ほか
 - 不平等と地政学的緊張は、外国情報の操作や干渉を含む偽情報キャンペーンの温床となり得、捏造されたナラティブや虚偽の情報は、社会を分極させ、国内外の民主的プロセスを混乱させる力を持っていることを踏まえ、情報破壊活動に直面した開発コミュニティが直面する課題について掘り下げて、開発課題を効果的に統合することによって情報の完全性を強化するための戦略と利用可能なツールを探求するセッション。

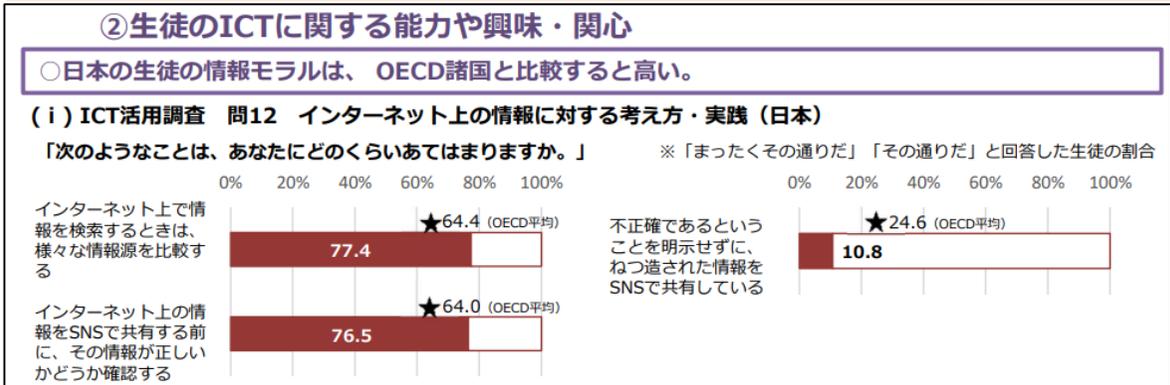


【会合のアジェンダ（仮訳）】（続き）（Day2）11月14日（火）

- 基調講演：新たな戦場：情報が武器になる時（コロン・仏パリ政治学院教授）
- **セッション5:健全な情報エコシステムの強化-規制の視点**
 - 出席者：バダネス・マイクロソフト「Democracy Forward」部長、ブスタニ・英Ofcom国際局長、ラプラセッテ・アルゼンチン「ジャーナリズム連合会」法律顧問ほか
 - 世界が何を見、何を読み、何を聞くかは誰が決めるのかについて、オンライン・プラットフォームに対するより透明性の高い義務や従来型メディアの役割の活用などが含まれ、オンラインおよびオフラインの情報空間に関連するシステム・リスクを最小化する上で、規制が果たすことのできる役割を分析するセッション。
- 来賓挨拶（バラチーニ・伊国務次官）
- **セッション6:ライトニング・トーク:ブラジルの情報完全性へのアプローチ:国内および国際的視点とG20の役割**
 - 出席者：カストロ・ブラジル大統領府デジタル政策長官
- **セッション7:情報共有と規制はどのようにして外国の干渉を取り除くのに役立つのか?**
 - 出席者：ラクツ・独外交問題評議会上級研究員、アルトシュラー・イスラエル民主主義研究所上級研究員、フォーゲル・米世界政治研究所研究員ほか
 - 国外からの情報源、方法、情報の流れに関する情報を収集することは、国内の民主的な議論やプロセスへの干渉を防ぐために重要であり、海外情報の操作と干渉を特定して防止するために、また、オフラインおよびオンラインの情報空間における海外の悪意ある行為者の行動と行動をよりよく理解するために、情報共有と規制がどのように進化しなければならないかについて述べるセッション。
- **セッション8:社会全体のパートナーシップを通じた情報の完全性の強化-ポジティブな変化を促進するための教訓**
 - 出席者：ワンレス・カーネギー国際平和基金上級研究員、スアレス・ロイター研究所編集局長、ロルワーニ・「公益メディアのための国際基金」CEOほか
 - 政府は、デマによる脅威だけに対処することはできず、社会の回復力を構築するための新たなガバナンスモデルが必要であり、情報の完全性を促進するための効果的な政策を立案し実施するために、政府が非政府組織のパートナー、研究者、メディア組織とより体系的かつ効率的に協力する方法を示すセッション。
- **セッション9:ライトニング・トーク:ウクライナからの教訓-外国情報の操作と干渉への対応について学んだこと**
 - 出席者：フェドチェンコ・「StopFake Ukraine」編集長
- **セッション10:社会の回復力への投資-何が機能するかを測定する**
 - 出席者：ステュアート・BBCメディアアクション上級顧問、ヴィレガス・コロンビア「Movilizadorio」CEO、ポセッティ・豪ジャーナリストほか
 - 情報の完全性を促進するために確立された、あるいは確立される可能性のある目標と指標を理解することは、効果的な政策と介入を特定するのに役立つが、政府の介入によって、社会に誤情報に対する回復力を持たせることはできたかどうかの質問に答えることで、目標が明確になり、民主主義を強化するというより大きな目的に応えるためのセッション。
- 閉会挨拶（フィリチョウスキー・OECD公共ガバナンス局長、ソウザゴドイ・ユネスコ「ジャーナリストの表現の自由と安全」部長）

【リテラシー】

- **OECDは、義務教育修了段階の15歳の生徒が持っている知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを測るため、2000年より、国際的な学習到達度調査である「PISA」を実施。**
- PISAでは、15歳児を対象に、「読解リテラシー」「数学的リテラシー」「科学的リテラシー」等について、3年ごとに調査を実施。PISA2022では、81カ国・地域から約69万人が参加し、日本は高校1年生約6,000人が参加。
- 3つのリテラシーに関する調査結果を生徒や学校が持つ様々な特性との関連によって分析するため、質問調査（生徒質問調査、ICT活用調査（生徒対象）、学校質問調査）も併せて実施。
- ICT活用調査に情報モラルに関する調査が含まれ、PISA2022（ICT活用調査：生徒回答）によると、**日本の生徒の情報モラルはOECD諸国と比較すると高い。**



▶ICT活用調査 問12における、情報モラルに関する質問・回答

【出典】国立教育政策研究所 PISA2022のポイント
<https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/index.html#PISA2022>

IC180 インターネット上の情報に対する考え方・実践

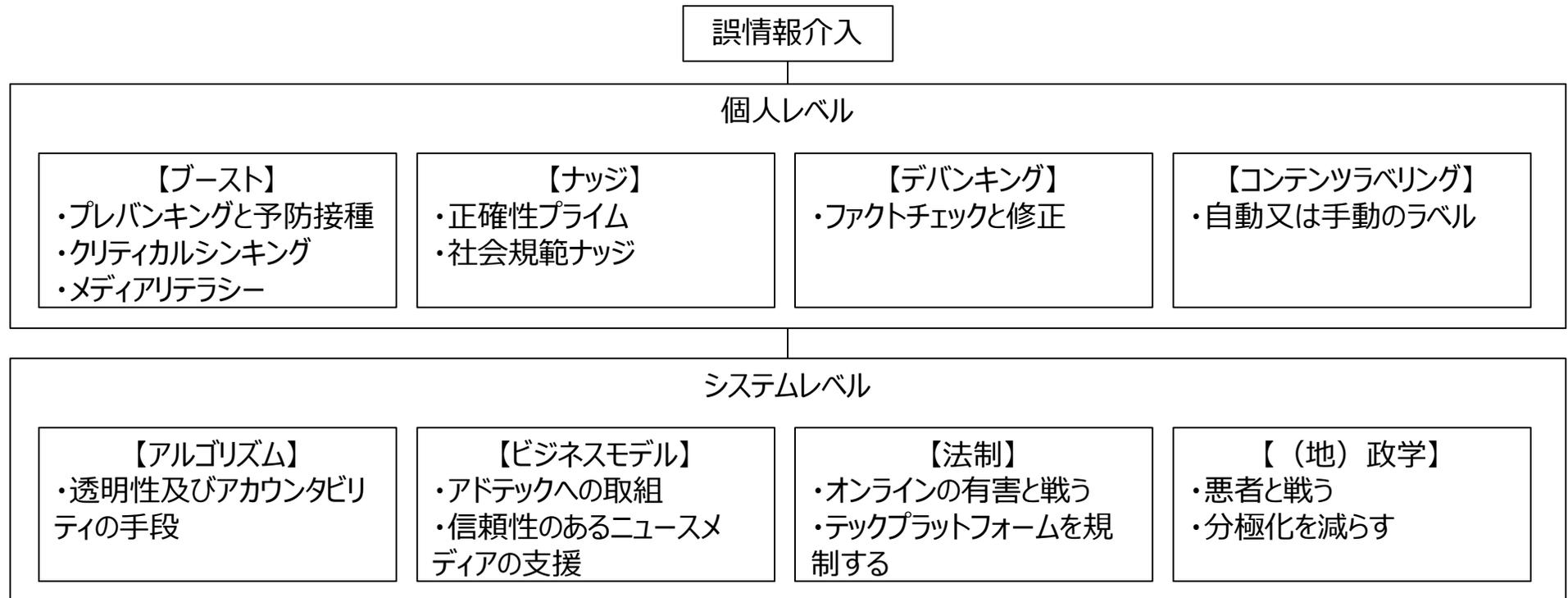
問12 次のようなことは、あなたにどのくらいあてはまりますか。それぞれについて、あてはまるものを一つ選んでください。

	まったくその通りでない	その通りでない	その通りだ	まったくその通りだ
IC180Q01 インターネット上で読むものを信頼している	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
IC180Q02 インターネット上で情報を検索するときは、様々な情報源を比較する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
IC180Q03 インターネット上の情報をSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)で共有する前に、その情報が正しいかどうか確認する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
IC180Q04 インターネット上の情報が正しいかどうかについて、先生と議論したり、授業で議論する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
IC180Q05 インターネット上の情報が正しいかどうかについて、友人や他の生徒と議論する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
IC180Q06 インターネット上の情報が正しいかどうかについて、親(や家族)と議論する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
IC180Q07 インターネット上で間違っただけの情報を見つけた時には、その情報が間違っていると知らせるようにしている	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
IC180Q08 不正確であるということを明示せずに、ねつ造された情報をSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)で共有している	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

▶ICT活用調査 上記以外の質問も含む、問12における全ての質問

※ 調査結果の詳細については、OECDが2023年12月15日に報告書を公開 (<https://www.oecd.org/pisa/>)

- 2022年10月にOECD Forum Networkに寄稿された記事「Prebunking: Staying ahead of the curve on misinformation」によると、誤情報に対抗するための介入について、個人レベルとシステムレベルの2つに分類可能。
- 当該記事によると、一般にシステムレベルの介入が最も影響力がある一方で、ソーシャルメディア企業が削除するコンテンツの裁定者となるなど重大なリスクも伴うため、有効性と民主主義の理想とのバランスをとることが重要な課題となっている。個人レベルの介入が有害となる可能性は低いが、現実にとどの程度機能するかは必ずしも明らかではない。



- 2022年10月にOECD OPSI (Observatory of Public Sector Innovation: 公共部門イノベーション観測所) に寄稿された、OECD・インパクト・カナダ (IIU) ・フランス変革公共指導局 (DITP) による研究「Misinformation and Disinformation: An international effort using behavioural science to tackle the spread of misinformation」によると、**ユーザー側の行動介入が、COVID-19に関する偽ニュースの見出しの共有を大幅に減らすことを示唆。**
- 研究によると、偽ニュースの見出しを共有する意図に対し、**正確性に関する注意を促す働きかけと、デジタルメディアリテラシーのヒントのどちらかの情報を与えるという介入を行ったところ、どちらも効果的であったが、後者の方がより効果的であり、偽ニュースのヘッドラインを共有する意図を21%減少させた。**

【調査概要】

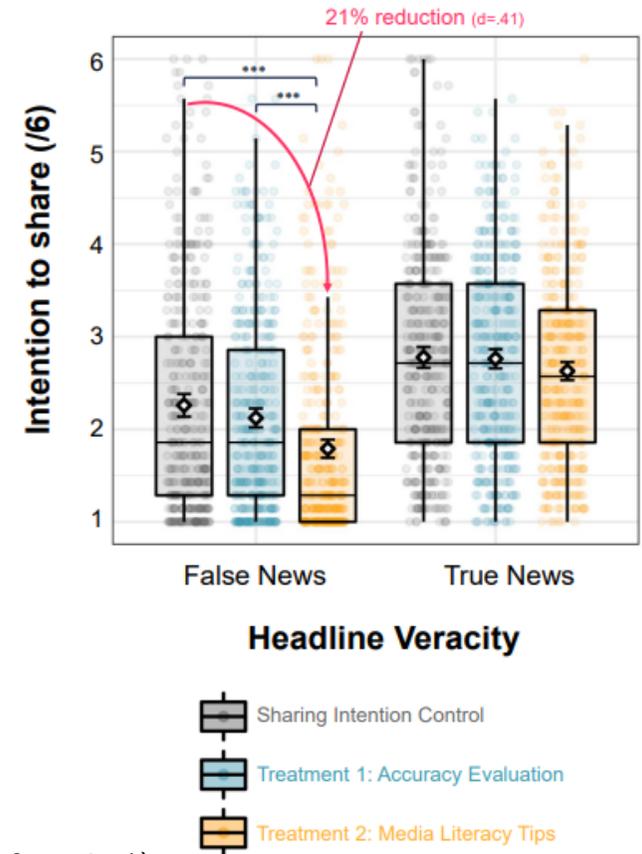
・1,872名のカナダ人を4つのグループ：①正確性判断対照群、②意図の共有対照群、③正確性評価処置群、④デジタルメディアリテラシー処置群にランダムに配置。

・①の対照群には、COVID-19に関する14本のニュースの見出し（半数が本物であり、うち半数は誤ったもの）をランダムに見せ、その正確性について4段階で回答させた。②の対照群には、同じ14本のニュースの見出しを見せ、「このニュースをソーシャルメディアで共有する可能性は？」との質問に6段階で回答させた。

・③の処置群には、**COVID-19に関係のない中立的な、正確性評価のプロンプト、例えば「科学者らがこれまで検出された中で最も質量の大きな中性子星を発見」というニュースの見出しをみせ、4段階で回答させた。**その後、②と同じ質問を行った。

・④の処置群には、**デジタルメディアリテラシーのヒント、例えば「情報源を調査せよ」「エビデンスを確認せよ」「他の報告を見よ」「見出しに懐疑的になろう」「変わった書式に注意」といったヒントを見せられた後、これらのヒントを読んだか確認の上で、②と同じ質問を行った。**

・結果として、正確性評価のプロンプトを与えた場合も、デジタルメディアリテラシーのヒントを与えた場合も、どちらの介入も偽のニュースの見出しを共有する意図を減少させたが、後者の方がより効果的であった。



- The Debunking Handbookは2011年に出版され、改訂版として現在2020年度版を発表。
- 誤情報に対応するため複数の学者による共著のハンドブックとして展開。

【出典】The Debunking Handbook 2020: Downloads and Translations (<https://skepticalscience.com/debunking-handbook-2020-downloads-translations.html>)

概要

誤情報による損害の可能性（仮訳）

誤情報とは、誤って、あるいは誤解を招く意図をもって拡散された虚偽の情報である。誤解を招く意図がある場合は、“デマ”と呼ばれる。誤情報は、個人や社会に大きな被害を与える可能性があり、誤情報に遭遇する前にそれに対して回復力を持たせるか、あるいは人々が暴露された後にそれを解読することによって、人々を誤情報から守ることが重要である。

誤情報の執着（仮訳）

事実確認によって、人々の虚偽情報の信頼を減らすことができる。しかし、誤情報は、訂正を受け入れた後も人々の考え方に影響を与え続けることが多く、“継続的影響”として知られている。事実の訂正が効果的であると思われるとしても、人々がそれを認め、自分たちの信念を更新したことが明らかであるため、人々はしばしば他の文脈で誤情報に依存している。例えば、誤情報に間接的にしか関係しない質問に答える場合などである。

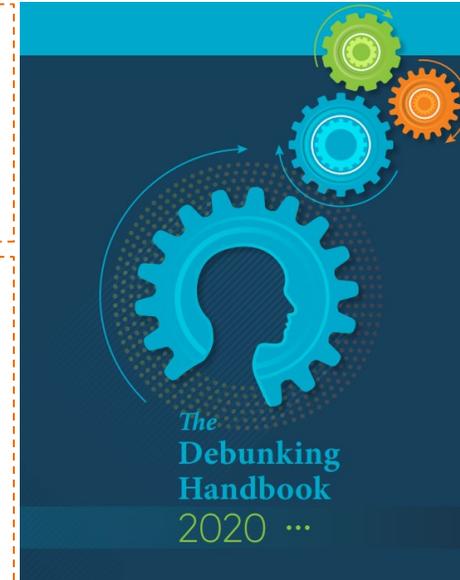
すなわち、最大の影響を得るためには、最も効果的なデバンキング手法を用いることが重要である。

誤情報の執着を防ぐために（仮訳）

誤情報は厄介なため、投与するのが最善である。人に誤解を招くような、あるいは人を操作するような論証戦略の説明によって果たされる。“接種”と呼ばれる技法は、その後の操作に対して人々を回復力のあるものにする。接種の潜在的な欠点は、誤情報の技術に関する事前の知識を必要とし、人々が誤情報にさらされる前に投与することが最善であるということである。

頻繁かつ適切な説明（仮訳）

先制できないなら、論破しなければならない。論破が効果的であるためには、詳細な反論を提供することが重要である。(1)なぜ情報が虚偽であることが明らかになったのか、(2)その代わりに何が真実であるのか、を明確に説明する。このような詳細な反論が提供されれば、誤情報は“解き放たれる”。詳細な反論がなければ、誤情報は、訂正を試みてもなお残り続けるかもしれない。



- 2023年11月、米国心理学会は「健康の誤情報を理解し、それに対抗するための心理科学の活用」という報告書を公表。
- 米国心理学会は誤情報への効果的な対処法として、**8つの具体的なレコメンデーションを提示**。また、**現状の心理科学による誤情報介入の限界を4つの観点で言及**。

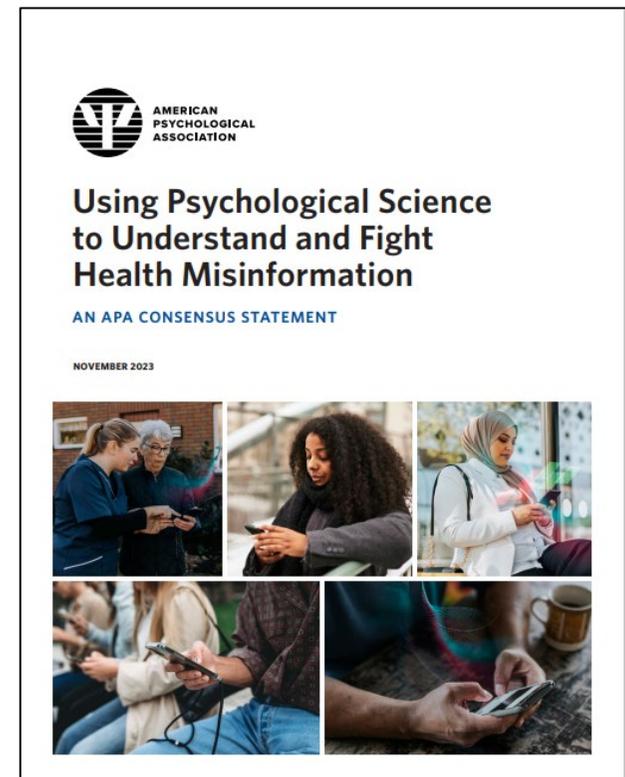
【レコメンデーション】(仮訳)

【出典】米国心理学会のサイト (<https://www.apa.org/pubs/reports/health-misinformation>)

1. 訂正なしに誤情報を繰り返すことを避ける。
2. ソーシャル・メディア会社と協力して、有害な誤情報の拡散を理解し、軽減する。
3. 健康的な行動を促進することがすでに証明されているツール(例えば、カウンセリング、技能訓練、インセンティブ、社会規範)を用いた誤情報是正戦略を用いる。
4. 信頼できるソースを活用して、誤情報に対応し、正確な医療情報を提供します。
5. 証拠に基づいた方法を何度も繰り返して誤情報を発見する。
6. 早い時期からスキルと回復力を身につけることで、敏感な視聴者に接種する、誤情報のプリバンクをする。
7. 誤情報の科学的研究のために、ソーシャルメディア会社にデータアクセスと透明性を要求する。
8. 健康に関する誤情報の心理学に関する基礎およびトランスレーショナルリサーチ (それに対処する効果的な方法を含む) に資金を提供すること。

【誤情報介入の一般的な限界】(仮訳)

1. 特に高等教育を受けていない人、農村地域に住んでいる人等のサンプルによる研究が不足していること。
2. 効果を維持するために追加接種をいつどのように行うべきかも含め、長期にわたる介入の効果を検討するために、更に長期にわたる研究を実施する必要があること。
3. フィールド研究は実施が困難で費用がかかること。
4. 既存の研究は、ほとんど排他的に独立した介入の試験に焦点を当てており、介入がお互いを増幅させるのか等、相互作用に関する理解が限られていること。



【ファクトチェック】

- 世界中のファクトチェッカー及び事実に基づく情報の擁護者のコミュニティを結集させる目的で、米国において、非営利組織としてPoynter Institute (ポインター学院) が2015年に設立。
- ファクトチェック団体が遵守すべき**行動規範 (Code of Principles)** を規定、趣旨に賛同するファクトチェック団体に対して審査の上で**認証を付与**。

【IFCN行動規範 (Code of Principles)】

1. **非党派性及び公平性** (A commitment to Non-partnership and Fairness)
2. **情報源の透明性** (A commitment to Standards and Transparency of Sources)
3. **財源及び組織の透明性** (A commitment to Transparency of Funding & Organization)
4. **方法論の透明性** (A commitment to Standards and Transparency of Methodology)
5. **明確かつ誠実な訂正** (A commitment to an Open & Honest Corrections Policy)

※ 認証取得 (加盟) 団体数 (2023年11月3日時点) : 108

うち日本を拠点とする団体数 : 3 (InFact、日本ファクトチェックセンター、リトマス)

国際ファクトチェックデー (毎年4月2日)

- すべての人々に、政治やジャーナリズム、そして日常生活において事実の大切さを呼びかける日として、IFCNが2017年に制定。
- この日の前後に、世界各地でファクトチェックに関連するワークショップなど様々な行事が開催。

- Global Factは世界各国のファクトチェック団体の関係者、研究者らが集まり、ファクトチェックや偽情報対策に関する様々なアジェンダについて議論を行う年次会合。
- **Global Fact10 (IFCN主催) は2023年6月28日から韓国・ソウルで開催。同会議は毎年開催。2014年以来、3,500人以上がGlobal Factの会合に参加。2023年は10周年であり、アジアで初めて開催。Global Fact10はオンラインを含め70カ国以上から約500名参加。**

【例：Xのコミュニティノートに対するGlobal Fact10におけるセッションのポイント】

【出典】ファクトチェッカーが「コミュニティノート」に慎重な理由 ～Global Fact10報告（その3）奥村信幸（2023年12月1日記事）

(<https://fij.info/archives/12424>)

- 現在のコミュニティノートの仕組みは、ツイッターの説明でも、実態としても、純粋な「ファクトチェック」とは違うもの。ファクトチェックにはIFCN（国際ファクトチェック・ネットワーク）が定めた、「情報源や方法を公開する」とか「組織の資金源を公開する」などの厳しい基準を守ることが、国際標準となっているからである。
- しかし、一般の人が信じてしまいそうだったり、思わず拡散に手を貸してしまうようなミス／ディスインフォメーションに対し注意を喚起し、専門家による検証を促すという効果においては、ファクトチェックと共通の部分も多いと思われる。
- GF10でもコミュニティノートについてのセッションのタイトルは「クラウドソース化されたファクトチェックは機能するか？」であった。**世界のファクトチェック・コミュニティの認識も、コミュニティノートがファクトチェック的な、あるいはファクトチェックを補完するような効果を実現できるかもしれないという期待もうかがわせた。しかし、評価はまだ懐疑的のようである。**
- （このセッションでプレゼンを行ったジャーナリズムの研究機関ポインター研究所のアレックス・マハデバンによると）ツイッターのアルゴリズムは、ユーザーの過去の行動を集計し、その人の政治的な傾向を判断している。そして分類した**政治的に「右派」と「左派」の人が一定の回数だけ「そのコミュニティノートをツイートに追加すること」に同意するまで「待っている」**のだとされる。ミス／ディスインフォメーションの疑いがある問題あるツイートの大部分は何らかの政治的な言説を含むのも、また事実である。そうすると、**左右両派からのイデオロギーを超えた平均的な合意は「達成するのはほぼ不可能だ」とマハデバンは言う。**
- また、**コミュニティノートの信頼性に絶対の基準がなく、コミュニティノート・ユーザーの支持を集めたものが評価されるという方式のために、間違った情報を伝えるコミュニティノートが表示され続けてしまうという事例**も紹介された。
- マハデバンは「ツイッターが意図したと思われる、クラウドソース化によるファクトチェックは実現できていない」と結論づけたが、同時に「少しだけの希望」も示した。
- 彼は、コミュニティノートが、ポップカルチャーやネット上の風刺やジョーク、通販広告など、政治的な論争や生命の危険などが迫るものではない問題についてなら、フラグを立てたり、新しい文脈（知識）を上乗せするのに、かなり効果を発揮していると述べた。特に、**コミュニティノート・ユーザーはAIによって生成された映像や画像を見破るのに長けており、プロのファクトチェッカーより速く、優れていることも多い**ということである。



【出典】Poynter.のサイト
(<https://www.poynter.org/event/globalfact-10-the-10th-global-fact-checking-summit/>)

- **APAC Trusted Media Summitは、2018年より開催されている、アジア太平洋地域全体で誤情報と戦うジャーナリスト、ファクトチェッカー、教育関係者、教育者、活動家、政策立案者が集まる年次会議。**関係者間でネットワークを構築し、ベストプラクティスを共有することが目的。
- Google News Initiativeが主催であり、共同主催者はANNIE、Aliansi Jurnalis Independen、DataLEADS、Taiwan FactCheck Centerの4団体。
- 2023年12月2日・3日の2日間、シンガポールでAPAC Trusted Media Summit 2023が開催され、基調講演はWITNESSのSam Gregoryが登壇。

【APAC Trusted Media Summitのポイント】

【出典】生成AIの脅威にファクトチェッカーはコラボで対抗する：「信頼されるメディアサミット」報告（その1）奥村信幸（2023年12月20日記事）
(<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/3694156a57e2ebd037d68398db5e98235f759760>)

➤ 生成AIとディープフェイクへの危機感

- ここ約1年の間に急激に進化した生成AIと、このテクノロジーを使った、ディープフェイクの映像や画像、音声コンテンツの強い感染力に対する、強い警戒感が目立った。

➤ 2024年は「選挙イヤー」という緊張感

- 短い選挙戦の期間に、ミス／ディスインフォメーションに対抗する瞬発的な能力の有無が、その国の行方を大きく左右することにもなりかねない。

➤ コラボレーションの必要性

- 現在のファクトチェックでは「ダブレーション（Duplication：複数のファクトチェッカーが同じミス／ディスインフォメーションを、ほぼ同じ手順でファクトチェックすること）」を最小限に食い止めようとする考え方が有力。
- ファクトチェッカーのコラボレーションには別の効果も指摘された。協力して活動する場や、ファクトチェックを記録として残し、分類しておく共通のデータベースのようなものを作ることができる。そうすると、「同じようなニセ情報に、今後騙されないようにしよう」と呼びかけることが可能になる。



【出典】Trusted Media Summit APAC 2023 (<https://www.trustedmediasummit.com/ja>)

【諸外国の動向】

【米国における通信品位法230条等】

- 通信品位法(1996年)第230条では、プロバイダは、①第三者が発信する情報について原則として責任を負わず、②有害なコンテンツに対する削除等の対応（アクセスを制限するため誠実かつ任意にとった措置）に関し、責任を問われないとされ、言論の自由を重視する立場から、プロバイダには広範な免責が容認。
- 偽誤情報流通に対してオンラインプラットフォームの責任を高めるため通信品位法230条の改正を伴う検討はバイデン政権や議会において実施。2022年9月、ホワイトハウスは「競争及び技術プラットフォームの説明責任の強化」を公表。議会において230条改正を伴う法案が提出（2023年2～3月には4件）。
- 2021年には中間選挙が実施。州レベルで選挙の完全性を担保するために専門組織整備や情報発信などの取組が実施。また、COVID-19、ディープフェイクを禁止する例など偽誤情報に対抗するための州法等が検討。

【豪州における通信法改正案等】

- 2022年12月、DIGI（デジタル産業団体）は更新版「偽・誤情報に関するオーストラリアの行動規範（ACPDM）」を公表。小規模プラットフォームの参加、偽情報を拡散しないようアルゴリズムやデジタル広告への対応等が追加。2023年5月、3回目の「透明性レポート」を公表。
- 2023年7月、プラットフォーム事業者の取組に関し、オーストラリア通信メディア庁（ACMA）により、行動規範の効果等に関する助言として、2回目の報告書（1回目は2021年6月）が公表。
- 2023年1月、政府は「New disinformation laws」制定と、オンラインの偽・誤情報と闘うためにデジタルプラットフォームに対する新たな権限をACMAに付与することを公表。同7月、Communications Legislation Amendment Bill（通信法改正案）に関するパブリックコメントを同8月まで実施。

【英国におけるオンライン安全法】

- 2023年10月に「**Online Safety Act（オンライン安全法）**」が成立。
- ①プラットフォーム事業者に対する**オンライン上の違法コンテンツ・行為への対処を求める法定の注意義務（自社サービスに関するリスク評価や表現の自由とプライバシーへの配慮、透明性確保等）**、②注意義務の遵守のための**執行権限をOfcomに付与**、③**Ofcomは注意義務の履行方法の概説を行動規範として作成・提示等**を規定。

【ドイツにおけるネットワーク執行法】

- 2017年10月に「**NetzDG（ネットワーク執行法）**」が発効。利用者数200万人以上のプラットフォーム事業者は、**刑法違反コンテンツに関し、違反報告数、削除件数、違法投稿防止のための取組、社内体制等に関する透明性レポートを半年に一度公開**する義務。
- **2021年の改正**では、**異議申立の機会の確保**に関する規定と**異議申立件数に関する透明性確保義務**や、**公共目的の研究者に対するデータ提供**に関する規定が追加。

【フランスにおけるインターネット上のヘイトコンテンツ対策法等】

- 2020年5月、**オンライン・ヘイト等を含む違法コンテンツ**（例えば、生命・人格に対する侵害等の称揚、出自又は特定の民族・人種・宗教を理由とした差別・憎悪・暴力の扇動、児童ポルノの拡散）への対処を目的に**インターネット上のヘイトコンテンツ対策法**が議会下院で可決。その後、憲法院に付託され合憲性審査が行われた結果、**コンテンツの過剰削除を促進する可能性があるとして、違法コンテンツの削除等義務などの条項が違憲**と判断。当該条項が削除され、2020年6月に同法は公布・施行。
- 2018年11月、**選挙時におけるフェイクニュース対策のための「情報操作との戦いに関する法律」**が成立。選挙期間内に、検察官や候補者等から求めを受けた裁判官はプラットフォーム事業者に対し送信防止措置を命令。同事業者は、アルゴリズムの透明性確保、虚偽情報を大量に拡散する偽アカウント対策、拡散メカニズムの情報提供等などの協力とこれらの実施方法の公表が義務付け。

- 2023年12月12日、**欧州委員会は2024年の欧州選挙を前に、ディフェンス・オブ・デモクラシーパッケージを採択**。
このパッケージは、以下の3本の柱から構成。
 1. 外国の利益代表の透明性の確保（第三国のために実施される利益表示の透明性に関する域内市場での調和された要件を定め、指令(EU)2019/1937を改訂する欧州議会および閣僚理事会の指令に対する提案）
 2. EUにおける選挙プロセスの強化（欧州連合における包摂的で回復力のある選挙プロセスならびに欧州の性質の向上および欧州議会における選挙の効率的な実施に関する委員会勧告（2023年12月12日））
 3. 公共政策決定における市民及び市民社会組織の包括的参加の促進（公共政策決定プロセスにおける市民および市民団体の関与の促進に関する委員会勧告（2023年12月12日付））
- 3つめの柱は欧州委員会勧告の形で公表されており、**欧州民主主義行動計画を補完**。
- 欧州委員会は、既存の政治広告の透明性に関するコミットメントや、偽情報の行動規範の署名者らとの協調をベースとしつつ、**オンラインプラットフォームや他の偽情報の行動規範の署名者との選挙前の対話や協働を促進することなどを予定**。

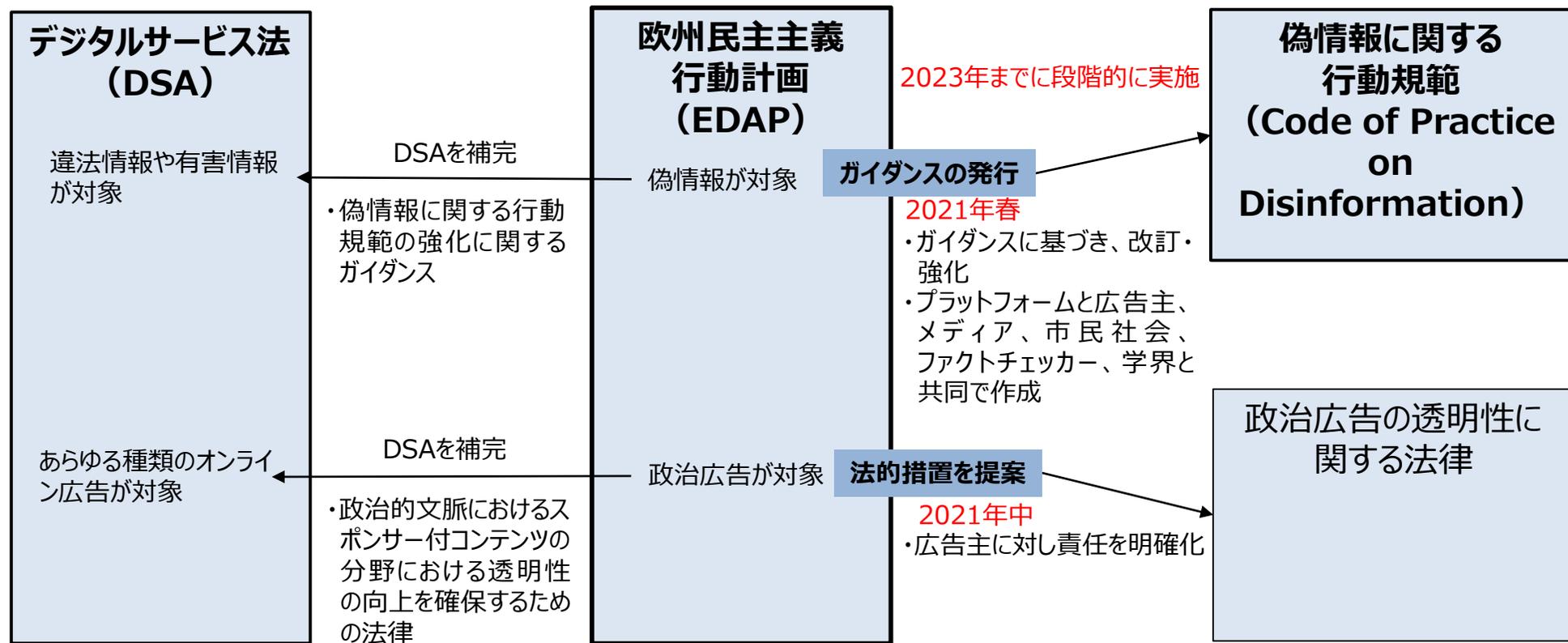
【公共政策決定プロセスにおける市民および市民団体の関与の促進に関する委員会勧告（2023年12月12日付）偽・誤情報関連箇所抜粋】※仮訳

(6) 証拠に基づいた政策決定とは、政策決定過程の様々な段階を通じて、公的当局が規則や決定の影響を受ける人々を巻き込み、積極的に意見や証拠を集めることを意味する。したがって、**加盟国は、市民および市民団体の公共政策策定プロセスへの参加を積極的に支援することに関心を持つべき**である。これには、市民参加、民主主義及び社会的結束を強化することが示されている文化活動及び文化団体の参加のような革新的な道が含まれる。**加盟国は、市民がかかるプロセスに効果的に参加する機会を提供する、支援的で包括的な環境を育成すべきである。このような環境は、情報操作や誤情報に対する透明性と強じん性を強化し、代表民主主義への信頼の強化に貢献する可能性がある。**

(10) **メディアリテラシーとデジタルスキルは、オンラインの公共政策決定プロセスに参加し、関連情報にアクセスしてナビゲートし、当局と関わり、誤情報を含む操作された情報を識別し、それに対して回復力を持つ能力を開発するために重要である。**これらの技能は、批判的思考に焦点を当てた教育や訓練、非公式・非公式の学習や若者の仕事を通じて、さらに育成することができる。社会全体のアプローチが必要であり、草の根レベルのイニシアチブを開発している組織と協力して、デマ情報の監視、特定、事前分類、削除といった活動を行っている。

(26) 本勧告は、憲章の適用に関する2022年報告書および年間の法の支配報告書の所見に基づき、特に市民社会の枠組みに関して、欧州連合およびその加盟国における法の支配状況を分析する。**この勧告は、自由で公正な選挙を推進し、メディアの自由を強化し、情報の操作と誤情報に対抗することによって市民をエンパワーメントし、より回復力のある民主主義を構築することを目的とした欧州民主主義行動計画、ジャーナリストとその他のメディア専門家の保護、安全とエンパワーメントを確保することに関する欧州委員会勧告(EU)2021/1534および市民参加に対する戦略的訴訟に対する欧州委員会2022イニシアチブ(反SLAPP)を補完するものである。**これは、「EU市民報告書2020」コミュニケーションで発表された優先行動に基づいており、2023年末に発表された市民パッケージを補完するものである。

- 偽情報への取組として、自主的な取組である「偽情報に関する行動規範」に加え、「デジタルサービス法 (DSA)」が加わり、2段構造。
- 「欧州民主主義行動計画 (EDAP)」はDSAを補完。DSAに示された措置をEDAPにおいて具体化。
- EDAPの3つの柱のうち、「自由で公正な選挙の促進」、「偽情報への対抗措置」がDSAと関連。



- 「**欧州民主主義行動計画（EDAP）**」が2020年12月2日に公表。
- 3つの柱「自由で公正な選挙の促進」、「メディアの自由の強化」、「**偽情報への対抗措置**」から構成。上記ごとに、委員会としての行動が提示。

項目	内容
背景	・過激主義と両極化の高まりと、人々とその選出された代表者との距離感によって、EUとその加盟国の民主主義は課題に直面している状況にある。
目的	・EU市民に権限を与え、EU全域でより強靱な民主主義を構築する ・3つの柱「自由で公正な選挙の促進」、「メディアの自由の強化」、「偽情報への対抗措置」から構成される
特徴	・「自由で公正な選挙の促進」のために、政治広告に関する法的措置を提案（2021年予定） ・「メディアの自由の強化」のために、ジャーナリストや市民社会を戦略的訴訟（SLAPP；Strategic Lawsuit Against Public Participationの略、スラップ訴訟）から守るためのイニシアチブを提示 ・「偽情報への対抗措置」を行う（以降、別説明有）。 ・欧州選挙の1年前の2023年までに行動計画を段階的に実施。以降、達成状況や見直しの必要性についての評価をおこなう
公表日	2020年12月2日
実施主体	・EU

（出典）各種資料よりみずほ情報総研作成
European Democracy Action Plan: making EU democracies stronger 他
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_2250
https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/new-push-european-democracy/european-democracy-action-plan_en#countering-disinformation
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/qanda_20_2251_en.pdf

- 3つの柱のうち、「偽情報への対抗」関連では、以下がポイント。
 - ✓ 偽情報の発信者に対するコストを科すための取組（EU内外の発信者とも）
 - ✓ プラットフォーマーが署名した「Code of Practice on Disinformation（偽情報に関する行動規範）」の見直し、co-regulatory framework（共同規制）化。
 - ✓ 上記に伴い、オンラインプラットフォームに向けて、「行動規範を強化するためのガイダンス（guidance to enhance the Code of Practice）」を発行（2021年春）。その後、EUは新たな行動規範の実施状況をモニタリング。
 - ✓ EU内外の偽情報へのメディア・リテラシー向上プロジェクトへ支援と資金提供。

項目	内容
対抗措置が必要な背景	<ul style="list-style-type: none"> ・偽情報の急増によって、<u>民主主義制度を不安定にし、市民の信頼を損なう可能性</u>がある。誤情報、偽情報、海外からの情報操作に対抗するために異なった対応が求められる。
偽情報への対抗措置	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の4.偽情報への対策に下記について記載されている。 ・加害者にコストを課すことを含む、情報空間において外国からの干渉に対抗するためのEUの既存の「ツールボックス」を改善する ・<u>デジタルサービス法（Digital Services Act）</u>に従い、現在の「<u>偽情報に関する行動規範</u>」を、<u>オンラインプラットフォームの義務と説明責任の共同規制の枠組みへと変革</u> ・前述の偽情報に関する<u>行動規範を強化し、その実施をモニタリングするより堅牢なフレームワークを構築するためのガイダンスを2021年春に発行</u>する。ガイダンスは、プラットフォームがどのように対策を強化すべきかを示す

（出典）各種資料よりみずほ情報総研作成

European Democracy Action Plan: making EU democracies stronger 他

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_2250

https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/new-push-european-democracy/european-democracy-action-plan_en#countering-disinformation

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/qanda_20_2251_en.pdf

【出典】プラットフォームサービスに関する研究会第24回会合（2021年3月17日）参考資料6（みずほ情報総研作成資料）

- 署名者らが作成した「**偽情報に関する行動規範**」について、2022年6月16日に欧州委員会のHPで公表。「欧州民主主義行動計画 (EDAP)」における柱「**偽情報への対抗措置**」をさらに強化した規範。
- 規範内容について、**欧州委員会が公表したガイダンスに**応えていると**欧州委員会は評価**。

項目	内容
背景	・EUにおける政治分野の偽情報対策の一環として行われた、2018年の民間の自主規範である「偽情報に関するEU行動規範」の策定がされるも、成果が部分的であったことから、これを強化する計画として「欧州民主主義行動計画」がその行動規範の強化するためのガイダンス（偽情報に関する行動規範の強化についての欧州委員会のガイダンス）を21年に公表し、その成果物として22年に公表。
目的	・主要なソーシャルネットワークや広告者および広告業界による自主規範の強化
特徴	・規範署名者は21年に公表した「偽情報に関する行動規範の強化についての欧州委員会のガイダンス」の実行を移すことが求められる。 ・8つの分野における44のコミットメントを揚げ、コミットメントごとに計128の具体的な措置を定めている。 ・8つの分野とは① 非収益化 ② 政治広告の透明性 ③ サービスの完全性の確保 ④ ユーザーを強化する取組 ⑤ 研究者を強化する取組 ⑥ ファクトチェッカーのコミュニティの強化 ⑦ 透明性センターおよびタスクフォース ⑧ モニタリングの枠組みの強化 ・上記の措置にはその達成度を測るための「定性的報告要素」と「サービスレベル指標」がそれぞれ設けられている。
公表日	2022年6月16日
実施主体	・規範署名者

- 2022年6月に公表された「強化された偽情報に関する行動規範」(the Strengthened Code of Practice on Disinformation 2022)は、2021年5月に公表された「偽情報に関する行動規範の強化に関する欧州委員会ガイダンス」(European Commission Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation)を受けて強化された民間事業者策定の自主的な行動規範。
- DSA(デジタルサービス法)における上記行動規範の位置付けについて、DSA前文104・106項では、VLOP・VLOSEに課されるシステミックリスクの事前評価及びリスク軽減措置の実施義務(34・35条)に関連して次を規定。
 - 行動規範への支持・遵守が適切なリスク軽減措置と解され得ること
 - ただし、単に行動規範に参加し、これを履行したというだけではDSA上の義務を遵守したことにならないこと

【DSA前文(抄)】(仮訳)

(104) 本規則のうち、そのような行動規範を考慮すべき一定の領域が識別されることが適当である。特に、特定の種類の違法コンテンツに関するリスク軽減措置は、自己規制的・共同規制的合意を通じて検討されるべきである。考慮すべきもう一つの領域は、偽情報や操作的・悪用的な活動、又は未成年者への悪影響など、システミックリスクが社会及び民主主義にもたらし得る否定的影響である。これには、経済的利益の獲得を目的とする場合もある、意図的に不正確な又は誤解を招く情報を生成するためのボットや偽アカウントの使用のような、偽情報を含む情報の増幅を目的とした組織的活動を含むところ、こうした活動は未成年者のような脆弱なサービス受領者にとって特に有害である。こうした領域に関し、**大規模オンラインプラットフォーム又は大規模オンライン検索エンジンが既存の行動規範を支持し、遵守することは、適切なリスク軽減措置と解され得る。**オンラインプラットフォーム又はオンライン検索エンジンの提供者が、欧州委員会によるそうした行動規範の適用対象への参加依頼を適当な説明なしに拒絶することは、該当する場合、当該オンラインプラットフォーム又はオンライン検索エンジンが本規則に規定する義務に違反したか否かを決定する際に考慮され得る。**単に既存の行動規範に参加し、これを履行したという事実は、それだけで本規則の遵守とみなされるものではない。**

(106) 本規則の下での行動規範が定めるルールは、製品安全誓約、インターネット上の偽造品の販売に関する覚書、オンライン上の違法なヘイトスピーチへの対抗に関する行動規範のほか、**偽情報に関する行動規範**を含む、欧州連合レベルで既に確立された自主規制に向けた努力の基礎となり得る。特に後者については、欧州委員会のガイダンスを受けて、欧州民主主義行動計画にて宣言されたとおり、偽情報に関する行動規範が強化された。

- 2022年11月一部施行。超大規模オンラインプラットフォーム／検索エンジンに対し、**違法・有害コンテンツ（偽情報を含み得る）の拡散による重大な社会的リスクを軽減する措置の実施等**を義務付け。
- リスク軽減措置の実施に関する評価に際し「**偽情報に関する行動規範**」への署名と遵守が参照され得る。

事業者の特性に応じた規制	仲介サービス提供者、ホスティング事業者、オンライン・プラットフォーム、超大規模オンライン・プラットフォーム/超大規模オンライン検索エンジン、に段階的な義務を規定
超大規模サービス(※)に対する重点的な規定 ※ 4500万人以上(EU人口の10%に相当する)の利用者にリーチするサービス	超大規模オンライン・プラットフォーム(VLOP)/超大規模オンライン検索エンジン(VLOSE)に対して、透明性の確保や透明性報告の追加的義務、データへのアクセス・アルゴリズムの説明、システミック・リスクの評価・軽減措置実施、危機のプロトコル作成、欧州委員会による独占的監督権限(調査、暫定措置、モニタリング、前年度の総売上高の6%を上限とする罰金等)、監督手数料負担(サービスの規模に比例し、全世界の年間純利益の0.05%を超えない)を規定
零細・小規模事業者への配慮	一定の義務免除(透明性報告義務、オンライン・プラットフォームの義務)、新規制適用の猶予期間延長(いずれもVLOPに該当する場合を除く)
事業者の透明性・説明責任を中心とした対応	説明や情報公開、関係者による情報へのアクセス権(利用規約での説明、透明性報告、データへのアクセス・アルゴリズムの説明(VLOP)、リスク評価・軽減措置実施(VLOP)等)
違法・利用規約違反コンテンツへの対応システム	通報制度の整備、信頼できる専門機関(信頼された旗手)との連携、対応結果(削除やアクセス制限等)の理由の通知、異議申立制度の整備、違法・無根拠な通報・異議申立の受付停止、それらの実施・対応状況についての透明性報告等
未成年者、障害者、少数者等を含むユーザ保護	ダークパターン・ユーザ操作等の禁止、未成年者にわかりやすい説明、未成年者に対するプロファイリングを用いた広告の禁止、特別カテゴリー情報(例:性的指向、宗教、民族性など)によるプロファイリングを用いた広告禁止等
深刻なリスク・犯罪行為、緊急事態への対応	取引事業者のKYBC*1、違法な製品・サービスを知った場合の利用者への通知*1、刑事犯罪の疑いの当局への通知(ホスティング事業者)、危機対応メカニズム(VLOP)等 *1 消費者が取引者と遠隔契約を締結することを可能にするオンライン・プラットフォームの場合

1. 導入	6. サービスの保全	8.1.5 他の利害関係者のためのデータへのアクセス
2.COVID-19のモニタリング – 結果と学び	6.1 許容されない操作的行動に関する共通の理解	8.2 署名者と研究者の間の協力枠組み
3. 対処されるべき水平的な課題	6.2 許容されない操作的行動を制限する強化されたコミットメント	8.3 ファクトチェッカーとの協同
3.1 規範の目的を達成するための強化されたコミットメント	6.3 コミットメントの調整、協力と透明性	8.3.1 協力の形
3.2 スコープの拡大	7. ユーザ・エンパワーメント	8.3.2 署名者のサービスにおけるファクトチェックの利用と統合
3.3 参加者の拡大	7.1 メディアリテラシー強化措置へのコミットメント	9. 規範のモニタリング
3.4 特定のコミットメント	7.2 「安全なデザイン」へのコミットメント	9.1 KPI（重要業績評価指標）
3.5 欧州デジタルメディア観測所（EDMO）	7.3 レコメンドシステムのアカウントビリティ	9.1.1 サービスレベル指標
3.6 迅速なアラートシステム	7.4 信頼できる公益情報の可視性	9.1.2 構造指標
4. 広告配置のセキュリティ	7.5 誤った又はミスリードなコンテンツと交流した（交流してきた）ユーザーにして発行される警告	9.2 モニタリング枠組み
4.1 偽情報の非収益化	7.6 有害な誤情報にフラグを立てる機能	9.2.1 定期報告
4.2 関係者間の協力の改善	7.7 情報に基づいたオンラインナビゲーションのための指標の利用可能性	9.2.2 透明性センター
4.3 偽情報を含む広告に対処するというコミットメント	7.8 メッセージングアプリの偽情報を抑制するための措置	9.2.3 持続的なタスクフォース
5 政治広告と課題ベースの広告	8. 研究及びファクトチェックコミュニティのエンパワーメント	10. 結論及び次のステップ
5.1 政治及び課題ベースの広告への効率的なラベル付け	8.1 偽情報に関する研究のための署名者のデータへのアクセス	
5.2 政治及び課題ベースの広告の検証及び透明性	8.1.1 データへのアクセスの一般的な枠組み	
5.3 メッセージングプラットフォームにおける透明性	8.1.2 匿名化された及び非パーソナルデータへのアクセス	
5.4 政治広告のターゲティング	8.1.3 追加的な精査を要するデータ（含パーソナルデータ）へのアクセス	
5.5 アプリケーション・プログラミング・インターフェース（API）のために改善された広告レポジトリと最低限の機能	8.1.4 EDMOの役割	

欧州委員会・豪州・ニュージーランドの行動規範と行動規範ガイドンス

※公開情報をもとに総務省作成（2023年12月更新）

	欧州委員会	豪州	ニュージーランド
自主的な行動規範	“2022 Code of Practice on Disinformation” (偽情報に関する行動規範)	Australian Code of Practice on Disinformation and Misinformation” (偽・誤情報に関する豪州の行動規範)	Aotearoa New Zealand Code of Practice for Online Safety and Harms
行動規範の作成主体	署名者らによるタスクフォース	Digital Industry Group Inc. (DIGI) (非営利業界団体)	Netsafe (独立オンライン安全団体)
公表時期	2022年6月16日	2022年12月22日（最終更新日）	2022年7月25日
対象とする事業者・サービス	署名者（広告エコシステムのプレーヤー、広告主、アドテック企業、ファクトチェッカー、振興または専門プラットフォーム、市民社会、偽情報に特化した専門知識を持つ第三者機関など） * Google, Meta, Microsoft, TikTok等44者が署名済（6月16日の欧州委員会プレスリリースを参照）	署名者（“本規定は、オーストラリアのユーザーに製品やサービスを提供し、エンドユーザーがオンラインで偽・誤情報を伝播するリスクを特定し、かつ/またはオンラインで偽・誤情報の伝播を減らすことに貢献できるデジタルプラットフォーム*が署名することができる。”） *「オンライン検索エンジン、ソーシャルメディア、デジタルコンテンツ事業者」（ACCC（豪州競争消費者委員会）の定義） * Google, Facebook, Microsoft, Twitter, TikTok, Redbubble, Apple, Adobeが署名済（2023年7月のACMA報告書を参照）	署名者（“デジタル・プラットフォームは、当規範の加盟者となることができ、いつでも加盟することができる。”） * Google, Meta, TikTok, Twitterが署名済（2022年7月15日の行動規範を参照）
運用状況	2023年2月、30の署名者が実施状況に関する最初の基調報告を公表。同年7月報告として、Google, Meta, Microsoft, TikiTok含む主要なプラットフォーム等が9月26日に報告書を公表。	2021年から各社は透明性レポートを提出（直近は2023年5月に公表済）。ACMA（オーストラリア通信メディア庁）が実施状況についてモニタリングを実施し、措置の十分性等について数度報告（直近は2023年7月）。	公開情報は特になし
行動規範の政府ガイドンス	“European Commission Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation” (偽情報に関する行動規範の強化に関する欧州委員会ガイドンス)	“Regulating in the digital age - Government Response and Implementation Roadmap for the Digital Platforms Inquiry” (“デジタル時代の規制 - デジタルプラットフォーム調査に対する政府の対応と実施ロードマップ”)	
概要	欧州委員会のモニタリングや評価に基づき、関連するステークホルダー等との議論を踏まえてガイドンスを作成。行動規範のギャップや不足等に対処し、より透明性があり、安全で信頼できるオンライン環境を構築するために対策強化する方法について委員会の見解を示したもの。	政府は主要なデジタル・プラットフォームに対し、偽情報やニュース・コンテンツの信頼性シグナルに関する懸念に対処するためにプラットフォームが何を行うかをまとめた自主的な行動規範を策定するよう要請。	特になし
行動規範指針の作成主体	欧州委員会	オーストラリア政府	
公表時期	2021年5月	2019年12月12日	

【各国との連携】

EU



【日EU・ICT政策対話】

対話目的：ICT分野における政策について日EUの政府間で相互理解を深め、連携・協力を推進すること

【最近の開催：日EU・ICT政策対話（第28回）】

日時：2023年2月24日

参加者 日本側：総務省吉田総務審議官 ほか

EU側：欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局スコルダス次長 ほか

- 主として、スマートシティ、5G/Beyond5G(6G)、サイバーセキュリティ、安全で公平なオンライン環境、AIについて対話を行った。
- 特に、安全で公平なオンライン環境については、日本側から、**インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報対策について、総務省のこれまでの取組や今後の方向性について説明**。EU側からは、デジタルサービス法の執行状況について説明。
- また、日本側からは同年10月に日本で開催するIGF（Internet Governance Forum）についても説明し、民主主義的な価値に基づくインターネットの重要性を強調。EU側からも日本の考え方に賛意が示されると共に、グローバルであることやマルチステークホルダーの重要性について述べられた。

（参照）日EU・ICT政策対話（第28回）の結果：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000148.html

アメリカ



【インターネットエコミーに関する日米政策協力対話（2010年6月～開催）】

対話目的：インターネットを活用した経済活動が拡大する中、クラウドコンピューティング技術の普及、商用ネットワークのサイバーセキュリティ、ネットワークの中立性及び通信の自由などインターネットエコミーに関する幅広い政策課題について、日米両国政府間で意見交換を行い、両国のICT分野の発展に向けた認識の共有化と地球的規模での課題における具体的連携を推進すること（平成22年6月の総務省報道発表より）

【最近の開催：インターネットエコミーに関する日米政策協力対話（第13回会合）】

日時：2023年3月6日～7日

参加者 日本側：吉田総務審議官をはじめとして、総務省、個情委、デジタル庁、外務省、経産省、国交省等の関係者

米国側：ナサニエル・フィック 国務省サイバースペース・デジタル政策局大使 ほか

- 日米両国は、2023年3月6日、7日にハイブリッド形式にて米国主催で実施された第13回インターネットエコミーに関する日米政策協力対話（IED）において、デジタル経済の成長を支えるためのオープンかつ相互運用可能で、信頼できるセキュアなデジタル連結性と情報通信技術への共通のコミットメントを新たに示した。

（参照）インターネットエコミーに関する日米政策協力対話（第13回会合）の結果：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000149.html

ドイツ



【日独ICT政策対話（2016年1月～開催）】

対話目的：日独両国間の情報通信分野における政策面での相互理解を深め、両国間の連携・協力を推進すること

【最近の開催：日独ICT政策対話（第7回）】

日時：2023年6月21日

参加者 日本側：総務省吉田総務審議官 ほか

ドイツ側：連邦デジタル交通省シュノーール事務次官 ほか

- 主として、5G/Open RAN、Beyond 5G/6G、AI、高速道路における高速通信、官民施セッションについて対話を行った。
- 違法・有害情報（誹謗中傷、偽情報等）対策、スマートシティ、メタバースといった事項について、日独双方の取組を共有したうえで、今後の協力に係る議論が行われた。

(参照)日独ICT政策対話(第7回)の結果：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000154.html

フランス



【日仏ICT政策対話】

対話目的：デジタル分野における政策について日仏間で相互理解を深め連携・協力を推進すること

【最近の開催：日仏ICT政策対話（第22回）】

日時：2023年11月9日

参加者 日本側：総務省吉田総務審議官 ほか

フランス側：経済・財務・産業及びデジタル主権省クルブ企業総局長 ほか

- 主として、AI、利用者保護、電気通信インフラについて対話を行った。
- 日本側から、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報対策に関する総務省の最近の取組を説明し、フランス側からは、EUのデジタルサービス法（DSA）への対応や、ソーシャルネットワーキングサービス事業者にユーザーの年齢や親権者同意を確認させ、違法コンテンツへの対処を義務付ける法案について説明。表現の自由を確保しつつ利用者の保護を図るためのバランスの取り方を継続的に検討する必要性など、違法・有害情報対策の在り方について議論。

(参照)日仏ICT政策協議(第22回)の結果：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000164.html

オーストラリア



【日豪テレコミュニケーション強靱化政策対話（2023年2月～開催）】

対話目的：情報通信分野における共通の優先事項に関する情報共有や議論を行い、インド太平洋地域における安全で、信頼できる、強靱なデジタル環境の創出を目指すこと

【最近の開催：日豪テレコミュニケーション強靱化政策対話（第1回）】

日時：2023年2月1日

参加者 日本側：総務省田原国際戦略局長 ほか

豪州側：アブロン内務省副次官、ウィンディヤーインフラ・運輸・地域開発・通信・芸術省副次官 ほか

- 主として、5G/Open RAN、光海底ケーブル、衛星通信、サイバーセキュリティ分野における能力構築支援等に関する取組について情報共有・意見交換が行われ、今後とも両国共通の政策課題について連携して取り組んでいくことで一致。
- 日豪両国の民間セクターを交え、官民で情報通信分野における活発な議論を行うべく、本政策対話の下に「トラック1.5会合」を設置することで合意。（参照）日豪テレコミュニケーション強靱化政策対話(第1回)の結果：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin09_02000138.html

イギリス



【日英デジタルパートナーシップ（2022年12月立ち上げ）】

対話目的：デジタル分野における日英間の協力を更に強化すること。

【最近の開催：日英デジタルパートナーシップ大臣級会合（第1回）】

日時：2022年12月7日

参加者 日本側：柘植総務副大臣、大串デジタル副大臣、平井経済産業審議官 ほか

豪州側：ポール・スカーリーデジタル・文化・メディア・スポーツ省政務次官、ジュリア・ロングボトム駐日英国大使 ほか

- 立ち上げ合意文書への署名及び日英各省庁において今後重点的に取り組んでいく分野や意気込み等についてそれぞれ発言。
- 柘植副大臣からは、今回の枠組み立ち上げを歓迎しつつ、この枠組みにおいて、通信ネットワークのサプライヤー多様化の取組を具現化するOpen RANの推進に向けた日英の更なる連携や、サイバーセキュリティ、データ、オンライン安全性、技術標準、インターネットガバナンス等といった分野における英国との協力を進めていきたい旨表明。

（参照）日英デジタルパートナーシップの立ち上げ及び大臣級会合(第1回)の開催：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin09_02000138.html

- 2023年12月17日、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国及び日本は、日本ASEAN友好協力50周年を記念して、日ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント及びその実施計画を採択。
- この実施計画は、インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）の4つの優先分野、すなわち、海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標（SDGs）及び経済等の分野における協力を主流化し一層強化するため、上記の共同ビジョン・ステートメントの実現に資するもの。

日ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント2023 信頼のパートナー 実施計画（仮訳）
2023年12月17日 東京 : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100596479.pdf>

【日本ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント（仮訳）】

- サイバーセキュリティ並びにテロ、国境を越える犯罪及び**偽情報対策等の分野における協力を強化**する。
（「平和と安定のためのパートナー」 vi.）

【日ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント2023 信頼のパートナー実施計画（仮訳）】

- 3.14 日本及びASEANを含む全ての国に共通する課題である**偽情報の拡散に対応するための協力を促進する**
（「3. 平和と安定のためのパートナー」）

【参考】

● 偽情報対策に関するワークショップの開催（令和5年12月11日）

12月11日、外務省は、偽情報対策に関するワークショップをオンラインで開催しました。本ワークショップは、本年3月に岸田文雄内閣総理大臣から発表したインド世界評議会における政策スピーチでの発言を受けて開催したものであり、参加した東南アジア諸国と、偽情報を巡る情勢認識や対策の状況について意見交換を行いました。（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00074.html）

● 岸田総理によるインド世界評議会における政策スピーチ（令和5年3月）（抜粋）

偽情報の拡散は、人々の政治的自己決定を妨げ、国家の自律性を脅かす各国共通の課題です。自由で公正な情報空間を確保すべく、偽情報対策の知見を地域に広げるためのワークショップなどを年内に開催いたします。

（https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0320speech.html）